

入札公告

次のとおり一般競争に付します。

平成27年2月26日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広

調達機関番号 017 所在地番号 47

1 調達内容

(1) 品目分類番号 75

(2) 調達件名及び数量 国立療養所沖縄愛楽園清掃業務委託一式

(3) 調達件名の特質等 入札説明書及び仕様書による

(4) 契約期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日

(5) 履行場所 国立療養所沖縄愛楽園内（仕様書等に示す場所）

(6) 入札方法 落札者の決定は、最低入札落札方式をもって行うので、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 入札（現場）説明会 平成27年3月9日（月） 15時00分

2 競争参加に必要な資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 平成25・26・27年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供（建築物の清掃サービス）」でA、B又はC等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(5) 厚生労働省から指名停止を受けている期間中ではないこと。

(6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

① 厚生年金保険 ② 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）③ 船員保険 ④ 国民年金 ⑤ 労働者災害補償保険 ⑥ 雇用保険

3 契約条項等を示す場所

沖縄県名護市字済井出1192番地

国立療養所沖縄愛楽園事務部会計課会計班及び当園ホームページ

4 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 入札書の提出場所及び問合せ先

〒905-1635 沖縄県名護市字済井出1192番地

国立療養所沖縄愛楽園 補給係長 古波蔵 博 0980-52-8331（内線8021）

(2) 入札説明書等の交付場所

本公告の公示の日から3の場所にて交付する。また、当園ホームページ<http://www.nhds.go.jp/~airakuen/site>から、入札に必要な書類をダウンロードしても可とする。

(3) 入札書の受領期限

電子調達の場合 平成27年3月12日 12時00分

紙入札の場合 平成27年3月12日 12時00分

(4) 開札の日時及び場所

平成27年3月13日 16時00分

国立療養所沖縄愛楽園管理棟会議室

5 電子入札システムの利用

本案件は、電子調達システムで行う。なお、電子調達システムによりがたい者は、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項 この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、上記書類と併せて、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効 本公告に示した競争に参加する資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、入札説明書、仕様書等で示した入札に関する条件に違反した入札及び電子調達システムを利用する者においてはICカードを不正に使用した入札は無効とする。また、入札に参加した者が(3)の誓約書を提出せず、または虚偽の誓約をし、若しくは契約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(7) 手続きにおける交渉の有無 無

以上

【本件担当、連絡先】

住所：沖縄県名護市字済井出1192番地

担当：事務部会計課補給係長 古波蔵 博

TEL：0980-52-8331

FAX：0980-52-8967

e-mail: kaikeikk@airakuen.nhds.go.jp

入札説明書

国立療養所沖縄愛楽園の入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）及びこれに基づく政令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広

2 調達内容

- (1) 契約件名及び数量 国立療養所沖縄愛楽園清掃業務委託一式
- (2) 調達件名の特質等 仕様書による
- (3) 契約期間 平成27年4月1日～平成28年3月31日
- (4) 履行場所 国立療養所沖縄愛楽園内（作業平面図及び作業仕様による。）
書参照）
- (5) 入札（現場）説明会 平成27年3月9日 15時00分
※質疑等があれば、説明会終了後、負担行為担当官宛て別紙（9）により提出すること。
- (6) 入札方法
イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。なお、入札書の金額欄は円未満切り捨てとする。
ロ 入札者は、入札説明書等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において入札説明書等について疑義があるときは、入札書受領の締め切り前までに関係職員の説明を求めることができる。
- (7) 入札保証金及び契約保証金免除する。

3 競争参加資格

- (1) 次の者は、競争に参加する資格を有さない。
イ 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当する者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
ロ 予決令第71条の規定に該当する者で、以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後3年を経過していない者。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまだ同じ）。
 - (イ) 契約の履行に当たり故意に履行の内容を粗雑にし、又は作業の工程若しくは施工に関して不正の行為をしだ者。
 - (ロ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - (ハ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - (ニ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
 - (ホ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
 - (ヘ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を、契約の履行に当た

り代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

(2) 平成25・26・27年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）で「役務の提供（建築物の清掃サービス）」でA、B又はC等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。（ただし指名停止期間中にある者は除く。）

(3) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

- ① 厚生年金保険 ② 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③ 船員保険
④ 国民年金 ⑤ 労働者災害補償保険 ⑥ 雇用保険

注 各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

4 入札参加申込手続き

(1) 申込方法

この入札に参加しようとする者は、次の書類（証明書等）を受領期限までに提出すること。

イ 入札参加申込書

(イ) 確認書（電子調達システムにより入札を行う者）

(ロ) 紙入札方式参加願（紙入札方式により入札を行う者）

□ 平成25・26・27年度競争参加資格（全省庁統一資格）決定通知書の写

(2) 電子調達システムによる証明書等の送信方法

電子調達システムによる入札参加の申込みを行う場合の使用アプリケーション及びバージョンの指定及び、保存するファイルの形式は次のいずれかとする。

番号	使用するアプリケーション	保存するファイル形式
1	一太郎	Ver10形式以下のもの
2	Microsoft Word	Word2000形式以上のもの
3	Microsoft Excel	Excel2000形式以上のもの
4	その他のアプリケーション	PDFファイル 画像ファイル（JPEG形式及びGIF形式） 上記に加え特別に認めたファイル形式

(3) ファイル圧縮方法の指定

ファイルを圧縮して送信する場合は、LZH又はZIP形式とする。（自己解凍方式は不可。）

(4) ファイル容量が大きく電子調達システムにより証明書等を送信できない場合、送信しようとするファイルの容量が電子調達システムの制限を超える（1MBを超えるファイル容量）場合は電子調達システムによる入札参加申し込みに必要な「確認書」及び「競争参加資格決定通知書（写）」のみを、1つのファイルとして（例えばPDF形式のファイル）まとめたものを、電子調達システムから送信し、それ以外の証明書等については、直接5の（2）の担当者に手渡すこと。直接手渡すことが出来ない場合は、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による提出をすることが出来る。この場合、事前に5の

(2) にその旨を連絡すること。

※電子調達システム又は紙入札方式参加願による入札参加申込手続きをとらなかった場合は、入札に参加出来ないので注意すること。

5 入札書及び関係書類の提出場所等

(1) 電子調達システムのURL 及び問い合わせ先

電子調達システム <https://www.geps.go.jp>

Tel 0570-014-889 fax012-731-3178

(2) 入札書の提出場所、契約事項を示す場所及び入札、契約の内容等に関する照会先

〒 905-1635 沖縄県名護市字済井出1192番地

国立療養所沖縄愛楽園事務部会計課会計班補給係

電話 0980-52-8331 内線8021

(3) 仕様書の内容等に関する照会先

上記(2)に同じ

(4) 証明書等の受領期限

平成27年3月12日 12時00分まで(電子調達の場合)

平成27年3月12日 12時00分まで(紙入札の場合)

(5) 入札書の受領期限

イ 電子調達システムの受領期限

平成27年3月12日 12時00分まで

ロ 紙入札方式による入札書の受領期限

平成27年3月12日 12時00分まで

(6) 入札書の提出方法

イ 電子調達システムによる場合

(i) 入札書の様式は、電子入札システムによるものとする。

(ii) 当該入札に使用するICカードを限定するとともにその登録を行うため確認書を入札参加時に提出すること。なお、代表者から入札・見積権限及び契約権限について委任を受けた者(本社から支店、支社等に委任した場合が該当する。)は、年間委任状を書面にて提出すること。当該入札にて限定したICカード以外のICカードを使用した場合は、その入札は、無効となるので注意すること。

(ii) 入札書の記載事項

a 契約件名は、定められた件名を記載するものとする。

b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。

c 入札書は、電子入札システムの入力画面上において作成するものとする。

(電子認証書を取得している者であること。)

d その他必要な事項を記載するものとする。

ロ 紙による入札の場合

(i) 入札書の記載事項

a 契約件名は、定められた件名を記載するものとする。

b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。

c 入札書に記載する日付は、入札書を提出する日又は郵送の日とする。

d 入札書には、入札者等の住所及び氏名を記載し、押印(法人にあっては、所在地、法人名及び代表者の氏名を記載し、代表者印を押印)しなければならない。ただし、外国人にあっては署名をもって押印に代えることができる。なお、代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む)をしておくとともに、開札時まで委任状を提出しなければならない。

e その他必要な事項を記載するものとする。

(6) 入札書の提出

a 入札書は、入札書の受領期限までに原則、直接提出するものとし、やむを得ない場合は、支出負担行為担当官等あて郵送等することができる。

b 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒に法人名等（代理人を含む。）及び契約件名、開札年月日、「入札書在中」を朱書するものとする。また、郵送等する場合においては、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」、中封筒に法人名等（代理人を含む。）及び「契約件名、開札年月日」をそれぞれ朱書するものとし、入札書の受領期限までに到達するように提出しなければならない。

c この入札に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(7) 入札の無効

イ 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び次の各号の1に該当する入札は無効とする。

(1) 委任状が提出されていない代理人のした入札

(2) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札、

(3) 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって

代えることができる。）を欠く入札（電子調達システムによる場合は、電子認証書を取得していない者のした入札）

(4) 金額を訂正した入札

(5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(6) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るため連合した者の入札

(7) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(8) 入札時点において、厚生労働省から指名停止措置を受け、指名停止期間中にある者のした入札

(9) 資格審査関係資料等が支出負担行為担当官が行う審査の結果、不適格とされた者のした入札

(10) 5の(6)のロの(2)のcの誓約書を提出せず、また虚偽の誓約をし、若しくは宣誓書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

ロ 電子入札参加者は、ICカードを不正使用等してはならない。不正使用等した場合には当該電子調達参加者の入札への参加を認めない。

(8) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(9) 開札の日時及び場所

平成27年3月13日16時00分

沖縄県名護市字済井出1192番地

国立療護所沖縄愛楽園管理棟2階会議室

(10) 開札

イ 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

□ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。

ハ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の

求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

二 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

ホ 電子調達システム参加者の障害により電子入札ができない旨の申告があり、すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の電子入札参加者が参加できない場合には、入札書受信締切予定時間及び開札予定時間の変更(延長)を行う。

- ・天災
- ・広域・地域的停電
- ・プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
- ・その他、時間延長が妥当であると認められた場合

(ただし、ICカードの紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く。)

ヘ 電子調達ヘルプディスク又は発注者側の障害が発生した場合は、電子調達ヘルプディスクと協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更(延長)を行い、復旧障害の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。

ト 入札締切予定時間になっても入札書が電子調達サーバーに未到達であり、かつ電子入札参加者からの連絡がない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものと見做す。

チ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。再度入札の時間については、原則として開札手続きを行ったのち30分後に行うこととする。電子調達者は、再度入札通知書を必ず確認すること。紙入札業者は、入札会場で待機することとし、原則として退室は認めない。

なお、紙入札者が再度の入札に応ずる意思があり入札書を郵送する場合及び開札手続きに時間を要する場合など、開札日時を別途指定し負担行為担当官から、連絡を行う。

6 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

入札者等は、入札公告、説明等で定められた要件を証明した書類を指定した期限までに提出しなければならない。

また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(3) 落札者の決定方法 総価の最低価格落札方式とする。

イ 本入札説明書に従い書類・資料を提出したうえで、入札書を提出した入札者であって、この説明書に明記された競争参加資格を満たすことの出来ること及びその他の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ最低価格をもって有利な入札を行った者を落札者とする。

□ 落札者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする場合がある。

ハ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を

決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

二 契約は、見積もった契約希望価格（消費税を含む）による総価契約とする

(4) 契約書の作成

イ 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を作成し取り交わすものとする。

ロ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名押印し、更に契約担当官等が当該契約書の案の送信を受けてこれに記名押印するものとする。

ハ 上記ロの場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

二 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ本契約は確定しないものとする。

(5) 支払条件 仕様書及び契約書による

(6) 競争参加資格の確認のための書類

イ 資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

ロ 契約担当官等は、提出された書類を競争参加資格の確認以外に無断で使用することはない。

ハ 一旦受理した書類は、返却しない。

二 一旦受理した書類の差し替え及び再提出は認めない。

(7) 異議の申立

入札者は、入札後、この入札説明書、契約書案等についての不明を理由として異議申し立てることはできない。

(8) 談合等不正行為があった場合の違約金等

次に掲げる各号のいずれかに該当したときは、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

二 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対して命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の違約金を指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払いをする

日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(9) その他については、契約書、仕様書による。

以上。

園内清掃業務委託仕様書

1. 案 件 名 国立療養所沖縄愛楽園清掃業務委託

2. 業務の履行場所 沖縄県名護市字済井出1192番地 国立療養所沖縄愛楽園内（別紙、各エリア平面図及びガラス清掃面積による。）

3. 業務契約期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。

4. 清掃時間

午前8時00分から開始し毎日とする。

清掃業務の実施にあたっては診療業務に支障とならないよう留意すること。（別紙タイムスケジュール参照。）

5. 現場責任者及び清掃員の心得

- (1) 本業務を履行するにあたり清掃員を直接に管理し、指揮監督する現場責任者を選任して任務にあたらせるものとする。
- (2) 清掃員は、清潔な作業服及び作業靴を着用し、氏名（写真付）、所属を明示した名札を付けマスクを常時着用すること。
- (3) 清掃員は、作業従事中でも来園者に対し親切、丁寧に対応すること。
- (4) 受託者は清掃員の住所、氏名、年齢及び連絡先並びに職責を記載した書類を庶務課に提出すること。
- (5) 清掃員は、院内感染に注意することとし、年2回健康診断を受け、その結果を庶務課に提出すること。

6. 清掃業務終了の報告

- (1) 指示清掃業務は、終了後、庶務課の担当者に日誌等で速やかに報告すること。
- (2) トイレ清掃及び巡回後は、点検表に検印すること。

7. 業務内容及び清掃方法

国立療養所沖縄愛楽園(以下「園」という。)の清掃業務の実施にあたっては、この仕様書に基づき行うものとする。また、清掃方法は、常駐清掃を基本とし、園の利用状況に合わせ、業務に支障がないように随時清掃員を配置し、清掃を実施するものとする。

8. 清掃区分（別紙、日常清掃区域図面及びガラス清掃面積の図面を参照。）

（1）外来治療棟の清掃業務内訳。

- ① 外来治療棟の玄関・待合ホール・廊下・手摺り・階段の清掃を行う。
- ② 汚れの状況に応じて洗浄又は剥離作業を実施する。
- ③ 外来治療棟の患者様用トイレの清掃及びごみ収集を行う。
- ④ 外来治療棟の収集したごみの運搬・処理を行う。（指定されたごみ集積所へ運搬。）
- ⑤ 外来各診療科（内科・外科・眼耳鼻科・皮膚科基本科・歯科（技工室含む。））
- ⑥ 治療棟2階のトイレ及び階段、検査科前廊下の清掃。

⑦ 治療棟出入り口自動ドア2か所のガラス拭き及び溝の清掃（汚れが目立つ場合）

⑧ 治療棟2階図書室の清掃（月1回月末）

(2) 渡り廊下の清掃業務内訳。

① 外来治療棟から第2センター間の渡り廊下（中央廊下）、手摺り及び中央廊下より第1センター、第6センター、第3センターまでの渡り廊下、手摺りの清掃を行う。

② 出入り口周囲の掃き掃除を行う。

③ 汚れの状況に応じて洗浄又は剥離作業を実施する。

④ 運搬・処理を行う。（指定されたごみ集積所へ）

⑤ 中央廊下より第1センター、第6センター、第3センター入り口までの渡り廊下のドア、窓ガラスの清掃を2ヶ月に1回行う。

(3) 管理棟の清掃業務内訳。

① 管理棟の「医局休憩室・医局・医師宿直室・医師浴室・園長室・副園長室・応接室・男女トイレ3箇所・廊下・階段・2階会議室」の清掃を行う。

② 汚れの状況に応じて洗浄又は剥離作業を実施する。

③ 管理棟出入り口周囲の清掃を行う。

④ 管理棟のごみ収集を行う。（トイレのごみ含む）

⑤ 管理棟の収集したごみの運搬・処理を行う。（指定されたごみ集積所へ）

⑥ 医師当直室・管理当直室のリネン交換・医師白衣の洗濯室への運搬及び受領

⑦ 管理棟中庭の植木の水かけを行う。

(4) 第1センター、第2センター、第3センター、第6センター、治療センター清掃業務内訳

① 各センターの手摺り及び窓枠の清掃を毎日行う。

② 第1センター、第2センター（2か所）、第3センター、第6センターの中央廊下の清掃を週2回行う。・治療センター廊下の清掃を週2回行う。

③ 第1センターの多目的ホール、治療センター・食堂ホール及び第3センター1寮から3寮までの中央廊下・詰所前から出入口までの廊下の清掃を毎日行う。

④ 第3センター廊下、第6センター廊下及び各居室前廊下を小型床面洗浄機による洗浄を週2回行う。

⑤ 第2センター・第3センター・1寮・2寮・3寮・4寮・5寮各寮居室前廊下を週1回行う、

⑥ 第3センターの食堂の清掃を毎日行う・第6センターの多目的ホール（食堂）の清掃を週2回行う。

(5) 男女更衣棟の清掃業務内訳（月・水・金）

①男女更衣棟の浴室（洗いはブラシによる洗浄）・脱衣所（脱衣所内トイレも）・更衣室の床（ダスター仕上げ）、上拭き・トイレ・靴箱・畳の部屋（掃除機掛け）・仮眠室の床（ダスター仕上げ）・外周（更衣室までの階段・自転車置き場）の清掃（掃き掃除）を行う。

① 浴槽やその他の場所は汚れの状況に応じて洗浄又は剥離作業を実施する。

② 男女更衣棟内のゴミの収集を行う。

③ 男女更衣棟の収集したゴミの運搬・処理を行う。（指定されたゴミの集積所へ）

④男女更衣棟の窓ガラス1階は外側の部分も含む。）、換気扇、ロッカーの上の清掃を6ヶ月に1回行う。

⑤男女更衣棟の玄関、脱衣所に設置してあるマットの取り換え及び洗濯を行う

(6) 交流会館の清掃業務内訳

①1階トイレ（男子・女子・多目的）及び2階トイレ（男子・女子・多目的）を週1回行う。

・男子小便器・便器・床・手洗い場・手洗い場の鏡・多目的トイレのシャワー・ハンドドライヤー

・トイレトーパー・ハンドソープの補充

② 1階・2階の各フロアー・階段の清掃を月1回行う。

・ゴミ・ホコリ等を「自在ほうき」・「ダスター」等を使用して清掃する。

9. 臨時の清掃業務→年末の休暇前の土日・祝祭日を利用して行う。

(別紙、年末ワックス掛等清掃区域の図面を参照)

※ワックス清掃は、ホコリ・ゴミの収集→ワックスの剥離→洗浄→ワックス塗布の作業工程とする。

※トイレの床の清掃は、こびり付いた汚れの洗浄を基本とする。

① 管理棟 ⇒ 事務室・1階廊下及び階段・2階会議室・廊下階段・医局・トイレ・看護部長室コピー室・給湯室

② 園長室・看護部長室・副園長室・応接室・事務部長室の絨毯洗浄

③ 自治会事務所 ⇒ 役員室執務室・会議室・委員会室・事務執務室・トイレ

④ 福祉会館 ⇒ 事務室・相談室・資料室・廊下・理・美容室・2階会議室・階段・廊下・トイレ

⑤ 治療棟 1階・2階⇒ 待合室・廊下・各診療科・中央材料室・階段・検査室前廊下・汚物室・図書室・トイレ

⑥ 第1センター ⇒ 中央廊下・多目的ホール・各ユニットホール・観察室1・観察室2・観察室3・面談室・カンファレンスルーム・汚物室・配膳室・盲人会館室・面談室

⑦ 第2センター ⇒ 各寮居室前廊下・2か所の記録室・観察室・プレイルーム・デイルーム1・デイルーム2

⑧ 第3センター ⇒ 観察室・食堂ホール・プレイルーム・各寮居室前廊下・1寮から5寮迄の中央廊下

⑨ 第6センター ⇒ 観察室・食堂ホール・カンファレンスルーム・脱衣所・中央廊下及び各寮居室前

※ポリリッシャー洗浄機での汚れの剥離を行い水洗い仕上げとする。

⑩ 治療センター ⇒ 中央廊下・食堂・記録室・処置室・汚物室

⑪ 交流会館 ⇒ 各ホール・階段

10. その他基本的事項

(1) 受託責任者の責務

① 従業員の指揮・監督及び必要な教育を行う。

② ①で行った教育・研修の実績を書面にて提出すること。

③ 病院担当者との協議・連絡を行い、円滑な業務運営を遂行する。

④ 指定の作業日誌等の記録・報告を行うこと。

(2) 衛生管理基準

① 業務開始前は手洗いを入念に行い、付着した雑菌を除去した後業務を開始する。

② 業務終了後は手洗いを入念に行う。

③ 使用した器具類は、洗浄を行い清潔を保持する。

特にモップ類は洗浄後乾燥させる。

(3) 床・廊下の清掃要領

- ① モップは固く絞って拭く。(床がぬれている時は特に注意する。)
- ② 掃除機をかけている時は、患者様がコードにつまずかないように注意する。
- ③ 洗剤等を使用する時は、2種類の洗剤を混ぜないようにすること。

(4) トイレ清掃要領

- ① 便器内をトイレ用洗剤と柄付ブラシを用いて磨く。
- ② 便座・便器の蓋はマイペットで拭く。
- ③ 床・壁の掃除を行う。
- ④ 手洗い台の掃除を行う。
- ⑤ トイレペーパー・ハンドソープ・ハンドタオルなどの備品を補充する。
- ⑥ 清掃中でも患者様等が使用に来た時は気持ちよく使用してもらう。
- ⑦ 床が濡れているときは、転倒しないように配慮する。
- ⑧ 床の水滴などは転倒防止のために、常にきれいにふき取る。
- ⑨ 清掃中は、換気に努め、臭気に配慮する。

(5) ごみの取扱

- ① 分別ごみの収集を行っているので、ごみは分別毎に決められた場所に置く。

(6) 守秘義務

- ① 患者様の病名・症状など園内で知りえた情報並びにプライバシーに関することは他の人に絶対もらさないこと。

(7) 経費の負担

- ① 清掃に使用する材料、用具及び機器等はすべて発注者の負担とし、必要とする器具については発注者と受託業者と協議のうえ調達する。
- ② 業務従事者の控え室及び資機材置場は、甲が指定のうえ無償でこれを提供する。
- ③ 業務従事者は作業服及び写真付き名札を着用し、経費は乙の負担とする。
- ④ 業務中はエプロンを着用すること。

(8) その他

- ① 業務請負者(乙)は清掃内容について、業務従事者から苦情の申し立てがないように、本仕様書の業務要領を徹底させるよう指導、監督すること。
- ② 本仕様書の業務内容に変更等が生じる場合には当園と請負業者との間で業務内容の振替協議により対処するものとする。

作 業 基 準

清掃作業は日常作業とし、良好な環境衛生の維持と建材の美化に努めること。
 なお、外来治療棟については診療業務に支障なきようその特性に応じた対応に十分留意すること。

1. 作業員の厳選はもとより診療に支障のないように行うこと。
2. 用水電力の使用については、必要最小限にとどめること。
3. 作業範囲、作業時間については係員の指示に従うこと。
4. 随時管理して苦情が出ないようにすること。
5. ごみの分別は名護市条例に基づいた基準で行うこと。
6. その他発生する事項については協議すること。

(1) 日常作業（外来治療棟・渡り廊下・管理棟）

作 業 箇 所	作 業 内 容
〔外来治療棟〕 玄関・廊下・てすり・階段 患者及び職員トイレ 〔渡り廊下〕 廊下・てすり 〔管理棟〕 医局休憩室・医局・医師宿直室・医師浴室・園長室・副園長室・応接室・ 職員男女トイレ・廊下・階段	・ 掃き掃除及び拭き掃除（水拭き、洗剤拭き等） ・ 床の拭き掃除をする。 ・ 床の埃を取り除き、モップを使用する。 ・ 自動ドアのガラス拭き・溝のごみの清掃 ・ 手摺り・ウォシュレット・トイレマナーポール掛けも清掃する。 ・ 汚れが目立つ箇所は、水拭き又は洗剤で拭き取る。 ・ 医師当直室のリネン交換。 ・ 管理当直室のリネン交換 ・ 必要に応じ壁の清掃をする。 ・ 扉、間仕切りの拭き掃除をする。 ・ トイレの清掃 ・ 衛生陶器類を適正洗剤で清掃する。 ・ トイレマナーポール、ハンドソープ、ペーパータオル類を補充する。 ・ 汚物入れを清掃する。 ・ 屑入れの内容物の処理 ・ ごみの収集及び処理 ・ 可燃物・不燃物等の区分け処理 ・ 収集したごみを園内のごみ置き場まで運ぶ。 ・ 医師宿直室のリネン交換（白衣の洗濯だし及び受領） ・ 医局浴室の清掃
1日に1回 ごみ集め	
1日に1回 ごみ運搬処理	

1 週に 1 回(土日祝祭日に行う) 園長室・副園長室・応接室・会議室・2階会議室 (掃除機かけ) 第1、第2、第3、第6センター、治療センター清掃	・ 管理棟各室のタオル交換(7箇所、洗濯含む) ・ 管理棟中庭の水掛け ・ 廊下・手摺り・窓枠 マイペット希釈液をスプレー後ライトダスターにて毎日拭く ・ 第1センター多目的ホール、治療センター食堂ホール マイペット希釈液をスプレー後ライトダスターにて毎日拭く ・ 第3センター一部廊下ウオッシャー洗浄週2回 ・ 第6センター廊下ウオッシャー洗浄週2回 ・ 第3センター食堂の清掃
---	--

(2) 第1センターの自動床面洗浄機を使用して洗浄する。(年4回)

(3) 渡り廊下のドア・窓ガラスの清掃を、2ヶ月に1回行うこと。

(4) 治療棟2階図書室の清掃を月1回月末に行うこと。

(5) 男女更衣室の清掃を月・水・金行うこと。

(6) 交流会館のトイレの清掃を週1回行うこと。

(7) 交流会館の各フロアー及び階段・中央ホールの清掃を月1回行うこと。

タイムスケジュール

① 月曜日～金曜日

8:00 職員男女トイレ（2階トイレ含む）、廊下、階段の清掃
医局内の清掃・チリの回収

8:30 医師当直室のリネン交換-
医局内の清掃・チリの回収
管理当直室のリネン交換

9:00 外来待合室の廊下清掃、ソファの清掃、外来トイレの清掃（2階トイレ含む）、
階段・検査科前廊下の清掃、ゴミの回収
中庭の草花管理（水遣り・手入れ）

12:00 休憩

13:00 外来各診療科の清掃
中央廊下等の清掃

14:00 更衣棟の清掃（月・水・金）

14:30 第3センター食堂清掃

15:00 後片付け→清掃業務日誌記入・提出

② 土日祝祭日

8:00 医師当直室のリネン交換（土日）
医局内の清掃・チリの回収（土日）
管理当直室のリネン交換（土日）
園長室、副園長室、応接室の絨毯清掃（土日）
職員男女トイレ、廊下、階段の清掃、中庭の草花管理（水遣り・手入れ）土曜日
若しくは日曜日

10:30 管理棟2階の清掃（土曜日若しくは日曜日）
外来待合室の廊下清掃・ソファの清掃・外来トイレの清掃（2階部分含む。）
階段清掃・ゴミの回収（土日）

12:00 休憩

13:00 中央廊下等の清掃

13:30 第3センター食堂清掃

14:00 後片付け→清掃業務日誌記入・提出

日常清掃区域図面及びガラス清掃面積

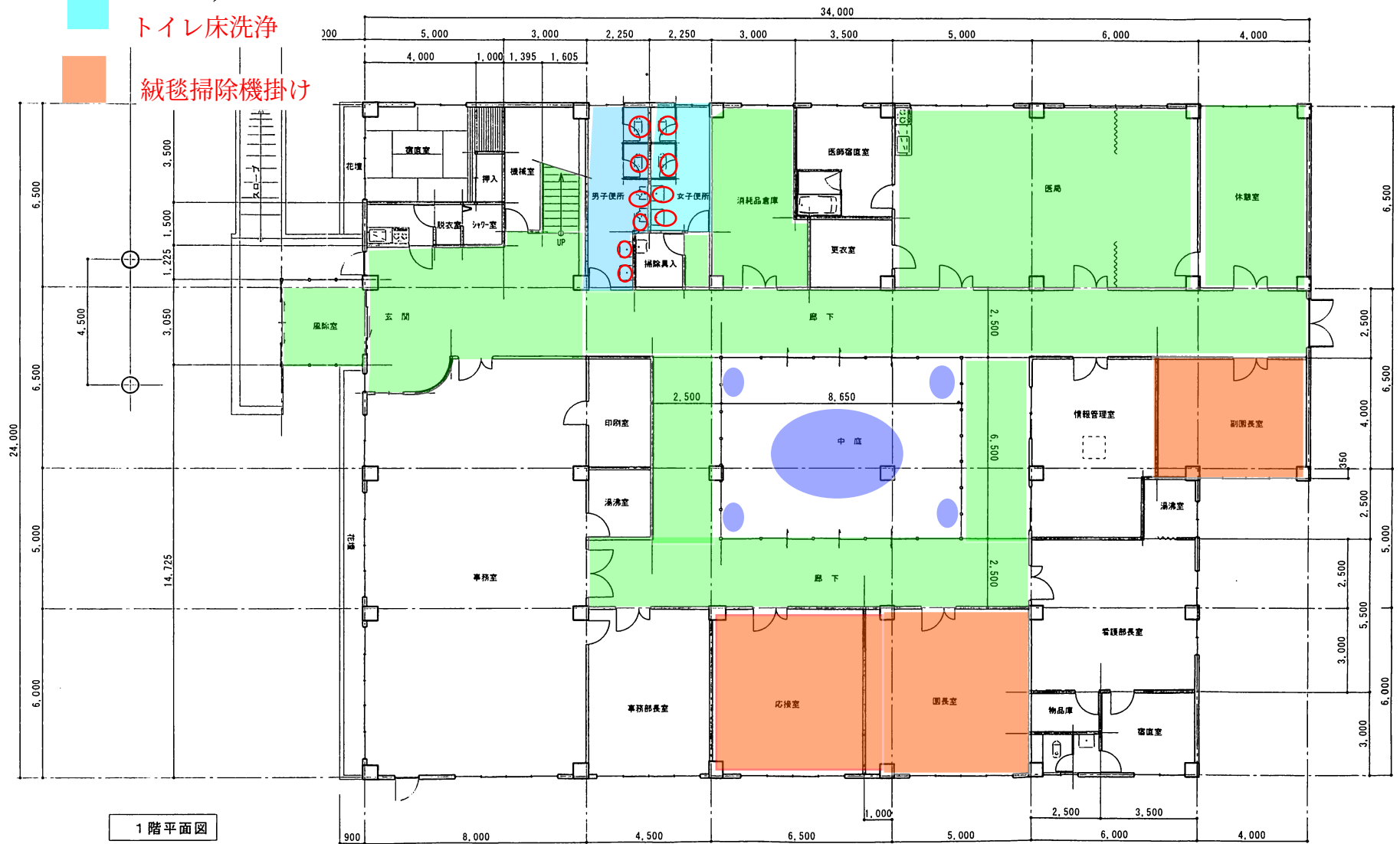
○ 衛生容器・手洗いの洗浄

● 草花の散水手入れ

■ 掃除機かけモップ掛け

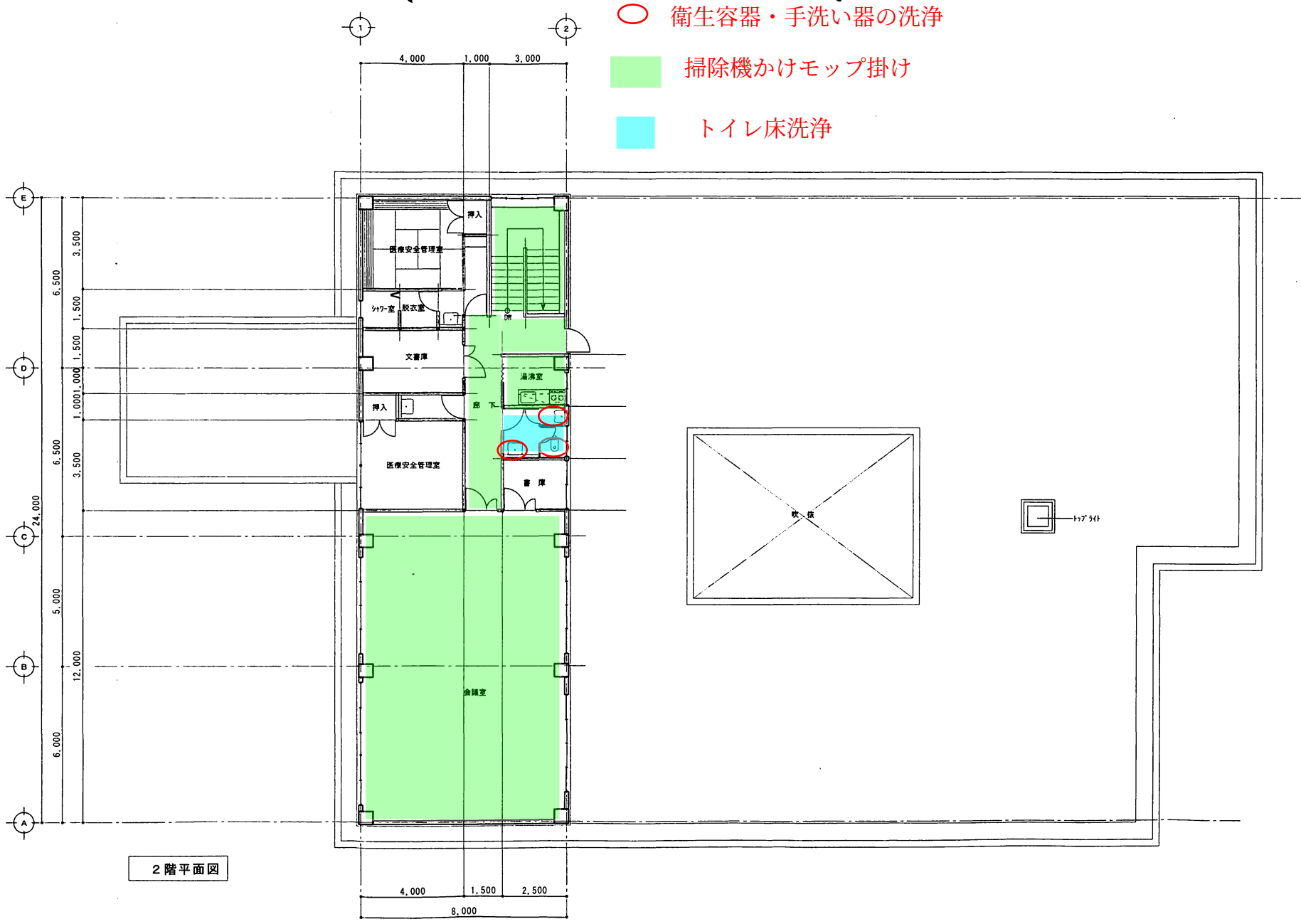
■ トイレ床洗浄

■ 絨毯掃除機掛け



160

施設名	国立療養所 沖縄愛楽園	建物名称	管理棟事務本館 1F	建築年月	H1. 3
口産名	国立療養所沖縄愛楽園庁舎口産	建築面積	726.320	構造	RC2F
所在地	沖縄県名護市字漢井出1192	延床面積	918.320	縮尺	S=1/100



2階平面図

施設名	国立療養所 沖縄愛楽園	建物名称	管理棟事務本館 2F	建築年月	H1. 3	
口座名	国立療養所沖縄愛楽園庁舎口座	延床面積	918.320	構造	RC2F	
所在地	沖縄県名護市字済井出1192	建築面積	726.320	縮尺	S=1/100	建設年度 平成13年 3月

治療棟

○ 衛生容器の洗浄

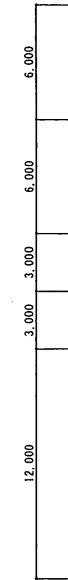
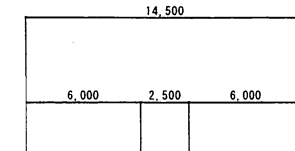
掃除機かけモップ掛け

トイレ床洗浄

自動ドアの拭き掃除・溝のホコリとり



1階平面図



26年度新規
(月1回)

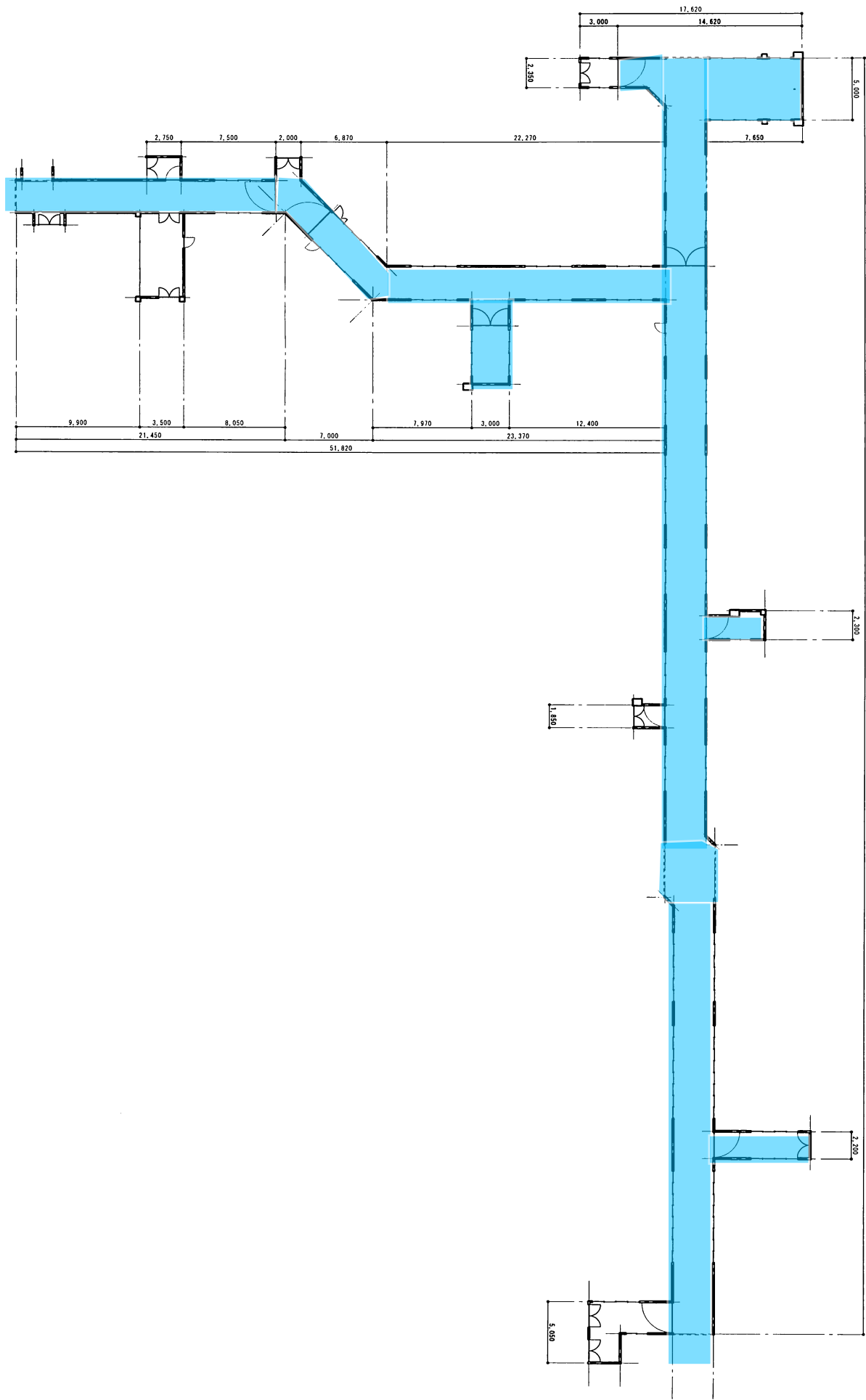
2階平面図

141

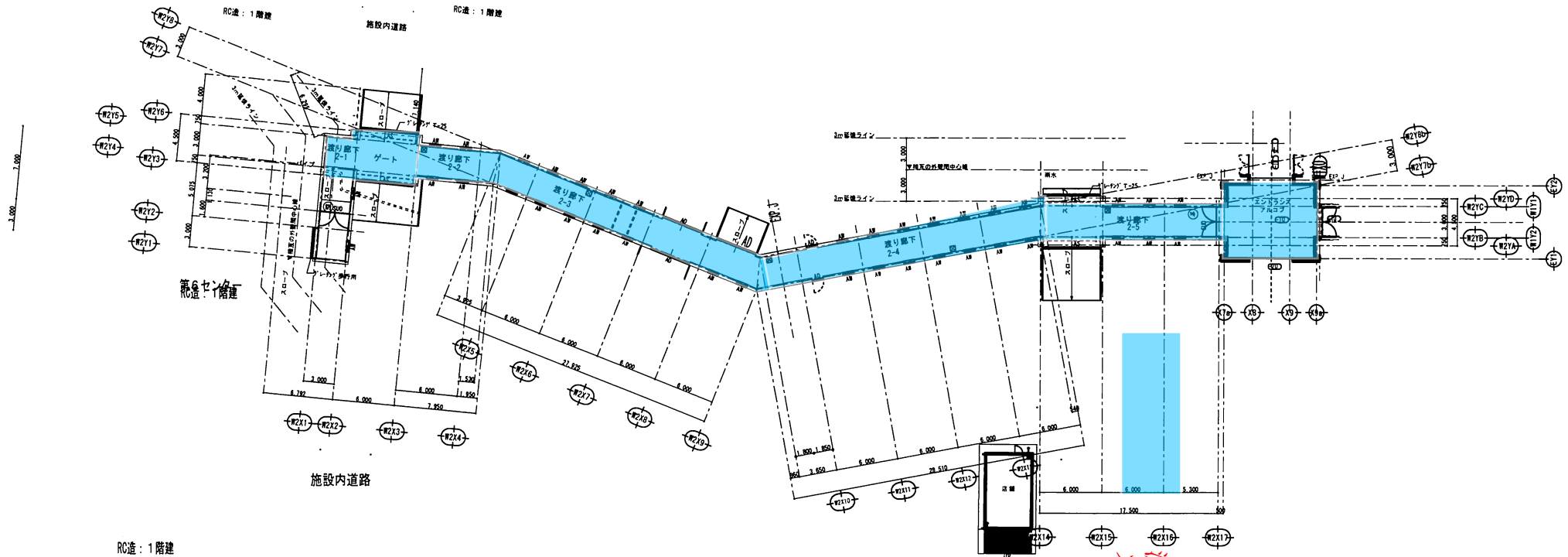
施設名	国立療養所 沖縄愛楽園	施設名称	治療棟 1F	延面積	1344.80㎡	
口座名	国立療養所 沖縄愛楽園 療養口座	構造	RC2F	延面積	1785.09㎡	No.
所在地	沖縄県名護市字清井出1192	建物 部員	S59.3	縮尺	S=1/150	この内 昭和44年



渡り廊下の清掃及びガラスの清掃



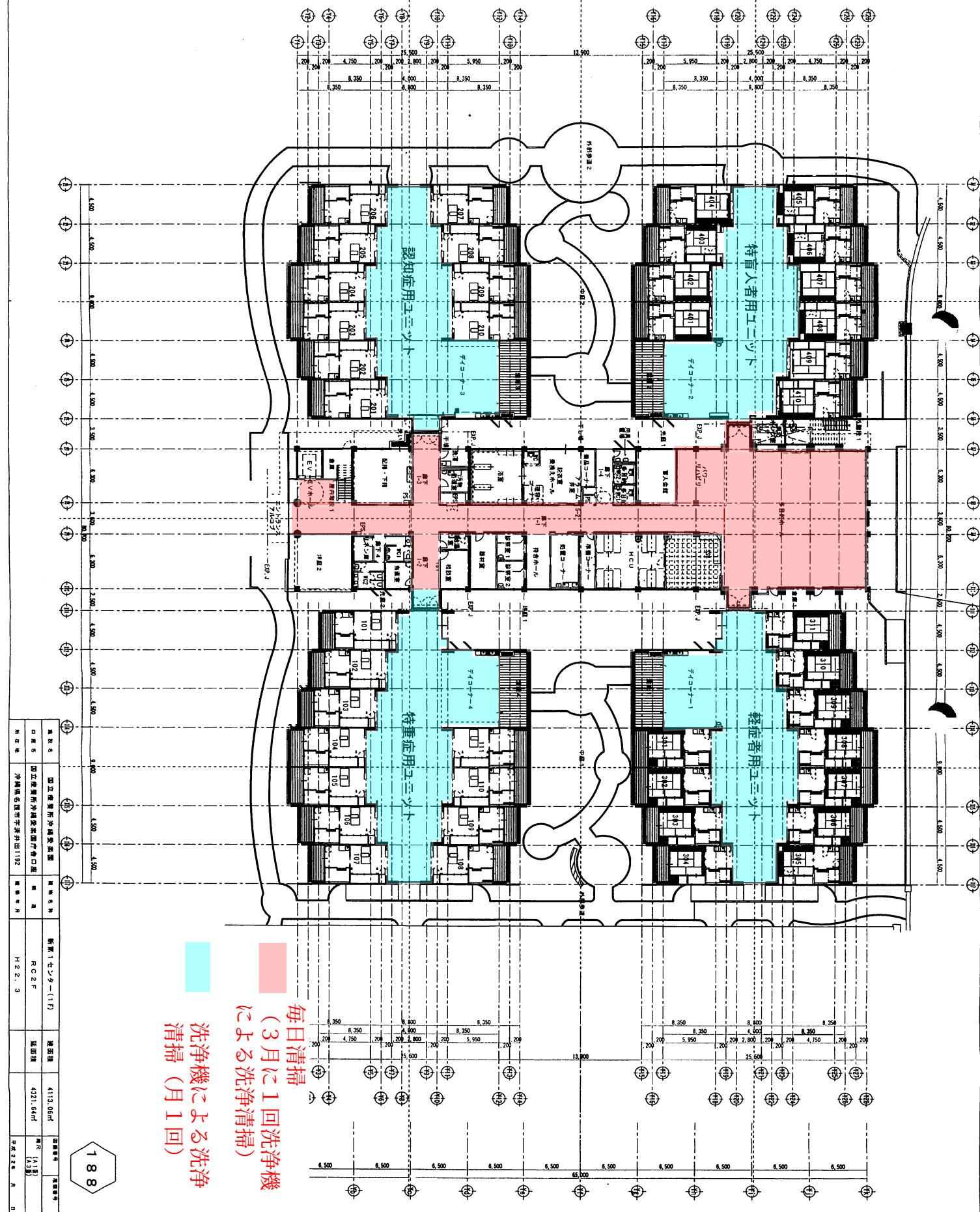
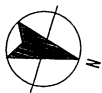
図例	廊下	教室	図書室	音楽室	体育館
176	177	178	179	180	181
182	183	184	185	186	187
188	189	190	191	192	193
194	195	196	197	198	199
200	201	202	203	204	205
206	207	208	209	210	211
212	213	214	215	216	217
218	219	220	221	222	223
224	225	226	227	228	229
230	231	232	233	234	235
236	237	238	239	240	241
242	243	244	245	246	247
248	249	250	251	252	253
254	255	256	257	258	259
260	261	262	263	264	265
266	267	268	269	270	271
272	273	274	275	276	277
278	279	280	281	282	283
284	285	286	287	288	289
290	291	292	293	294	295
296	297	298	299	300	301
302	303	304	305	306	307
308	309	310	311	312	313
314	315	316	317	318	319
320	321	322	323	324	325
326	327	328	329	330	331
332	333	334	335	336	337
338	339	340	341	342	343
344	345	346	347	348	349
350	351	352	353	354	355
356	357	358	359	360	361
362	363	364	365	366	367
368	369	370	371	372	373
374	375	376	377	378	379
380	381	382	383	384	385
386	387	388	389	390	391
392	393	394	395	396	397
398	399	400	401	402	403
404	405	406	407	408	409
410	411	412	413	414	415
416	417	418	419	420	421
422	423	424	425	426	427
428	429	430	431	432	433
434	435	436	437	438	439
440	441	442	443	444	445
446	447	448	449	450	451
452	453	454	455	456	457
458	459	460	461	462	463
464	465	466	467	468	469
470	471	472	473	474	475
476	477	478	479	480	481
482	483	484	485	486	487
488	489	490	491	492	493
494	495	496	497	498	499
500	501	502	503	504	505
506	507	508	509	510	511
512	513	514	515	516	517
518	519	520	521	522	523
524	525	526	527	528	529
530	531	532	533	534	535
536	537	538	539	540	541
542	543	544	545	546	547
548	549	550	551	552	553
554	555	556	557	558	559
560	561	562	563	564	565
566	567	568	569	570	571
572	573	574	575	576	577
578	579	580	581	582	583
584	585	586	587	588	589
590	591	592	593	594	595
596	597	598	599	600	601
602	603	604	605	606	607
608	609	610	611	612	613
614	615	616	617	618	619
620	621	622	623	624	625
626	627	628	629	630	631
632	633	634	635	636	637
638	639	640	641	642	643
644	645	646	647	648	649
650	651	652	653	654	655
656	657	658	659	660	661
662	663	664	665	666	667
668	669	670	671	672	673
674	675	676	677	678	679
680	681	682	683	684	685
686	687	688	689	690	691
692	693	694	695	696	697
698	699	700	701	702	703
704	705	706	707	708	709
710	711	712	713	714	715
716	717	718	719	720	721
722	723	724	725	726	727
728	729	730	731	732	733
734	735	736	737	738	739
740	741	742	743	744	745
746	747	748	749	750	751
752	753	754	755	756	757
758	759	760	761	762	763
764	765	766	767	768	769
770	771	772	773	774	775
776	777	778	779	780	781
782	783	784	785	786	787
788	789	790	791	792	793
794	795	796	797	798	799
800	801	802	803	804	805
806	807	808	809	810	811
812	813	814	815	816	817
818	819	820	821	822	823
824	825	826	827	828	829
830	831	832	833	834	835
836	837	838	839	840	841
842	843	844	845	846	847
848	849	850	851	852	853
854	855	856	857	858	859
860	861	862	863	864	865
866	867	868	869	870	871
872	873	874	875	876	877
878	879	880	881	882	883
884	885	886	887	888	889
890	891	892	893	894	895
896	897	898	899	900	901
902	903	904	905	906	907
908	909	910	911	912	913
914	915	916	917	918	919
920	921	922	923	924	925
926	927	928	929	930	931
932	933	934	935	936	937
938	939	940	941	942	943
944	945	946	947	948	949
950	951	952	953	954	955
956	957	958	959	960	961
962	963	964	965	966	967
968	969	970	971	972	973
974	975	976	977	978	979
980	981	982	983	984	985
986	987	988	989	990	991
992	993	994	995	996	997
998	999	1000	1001	1002	1003
1004	1005	1006	1007	1008	1009
1010	1011	1012	1013	1014	1015
1016	1017	1018	1019	1020	1021
1022	1023	1024	1025	1026	1027
1028	1029	1030	1031	1032	1033
1034	1035	1036	1037	1038	1039
1040	1041	1042	1043	1044	1045
1046	1047	1048	1049	1050	1051
1052	1053	1054	1055	1056	1057
1058	1059	1060	1061	1062	1063
1064	1065	1066	1067	1068	1069
1070	1071	1072	1073	1074	1075
1076	1077	1078	1079	1080	1081
1082	1083	1084	1085	1086	1087
1088	1089	1090	1091	1092	1093
1094	1095	1096	1097	1098	1099
1100	1101	1102	1103	1104	1105
1106	1107	1108	1109	1110	1111
1112	1113	1114	1115	1116	1117
1118	1119	1120	1121	1122	1123
1124	1125	1126	1127	1128	1129
1130	1131	1132	1133	1134	1135
1136	1137	1138	1139	1140	1141
1142	1143	1144	1145	1146	1147
1148	1149	1150	1151	1152	1153
1154	1155	1156	1157	1158	1159
1160	1161	1162	1163	1164	1165
1166	1167	1168	1169	1170	1171
1172	1173	1174	1175	1176	1177
1178	1179	1180	1181	1182	1183
1184	1185	1186	1187	1188	1189
1190	1191	1192	1193	1194	1195
1196	1197	1198	1199	1200	1201
1202	1203	1204	1205	1206	1207
1208	1209	1210	1211	1212	1213
1214	1215	1216	1217	1218	1219
1220	1221	1222	1223	1224	1225
1226	1227	1228	1229	1230	1231
1232	1233	1234	1235	1236	1237
1238	1239	1240	1241	1242	1243
1244	1245	1246	1247	1248	1249
1250	1251	1252	1253	1254	1255
1256	1257	1258	1259	1260	1261
1262	1263	1264	1265	1266	1267
1268	1269	1270	1271	1272	1273
1274	1275	1276	1277	1278	1279
1280	1281	1282	1283	1284	1285
1286	1287	1288	1289	1290	1291
1292	1293	1294	1295	1296	1297
1298	1299	1300	1301	1302	1303
1304	1305	1306	1307	1308	1309
1310	1311	1312	1313	1314	1315
1316	1317	1318	1319	1320	1321
1322	1323	1324	1325	1326	1327
1328	1329	1330	1331	1332	1333
1334	1335	1336	1337	1338	1339
1340	1341	1342	1343	1344	1345
1346	1347	1348	1349	1350	1351
1352	1353	1354	1355	1356	1357
1358	1359	1360	1361	1362	1363
1364	1365	1366	1367	1368	1369
1370	1371	1372	1373	1374	1375
1376	1377	1378	1379	1380	1381
1382	1383	1384	1385	1386	1387
1388	1389	1390	1391	1392	1393
1394	1395	1396	1397	1398	1399
1400	1401	1402	1403	1404	1405
1406	1407	1408	1409	1410	1411
1412	1413	1414	1415	1416	1417
1418	1419	1420	1421	1422	1423
1424	1425	1426	1427	1428	1429
1430	1431	1432	1433	1434	1435
1436	1437	1438	1439	1440	1441
1442	1443	1444	1445	1446	1447
1448	1449	1450	1451	1452	1453
1454	1455	1456	1457	1458	1459
1460	1461	1462	1463	1464	1465
1466	1467	1468	1469	1470	1471
1472	1473	1474	1475	1476	1477
1478	1479	1480	1481	1482	1483
1484	1485	1486	1487	1488	1489
1490	1491	1492	1493	1494	1495
1496	1497	1498	1499	1500	1501
1502	1503	1504	1505	1	



平面図 S=1/200

凡 例	
AD	アルミ製ドア
AW	アルミ製窓
AS	アルミ製シャッター
㊦	防火設備
㊧	特定防火設備
㊨	消火器BOX (5ヶ所)

渡り廊下の清掃及びガラの
スの清掃



改修後

1 寮

2寮

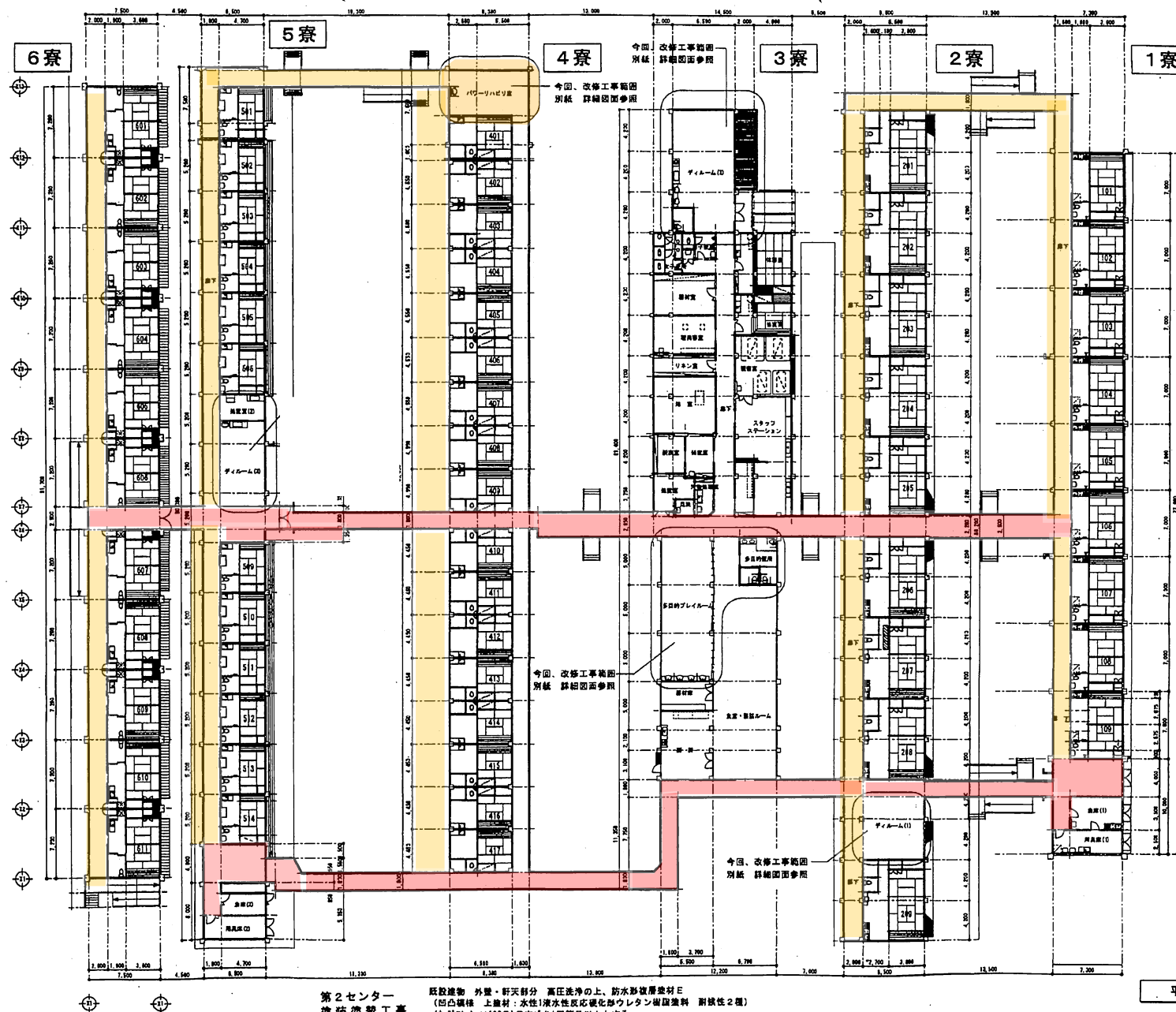
3 竊

4 寮

5 寮

6 寮

每日
週1回
(曜日毎)



第2センター
塗装塗替工事

既設建物 外壁・軒天部分 高圧洗浄の上、防水修復層塗材E
(凹凸模様 上塗材：水性1液水性反応硬化型ウレタン樹脂塗料 耐水性2種)
(オプティッシュU100Ⅱ)日本ペイント同等品以上とする。

平面图	A3版	S=1/400
	A1版	S=1/200

有 限 公 司
ナカソネ設計
沖縄県糸島市平宮屋3丁目4-7-1
電 話 (098) 86-4131

設 計	
管理技術者	主任技術者

施設名	国立療養所 沖縄愛宕園
工事名	不自由者棟改修整備その他工事

面名	平面圖 (改修後)
----	-----------

图 尺	A3版 S=1:400	
-----	-------------	--

No.	A-11
-----	------



第3センター

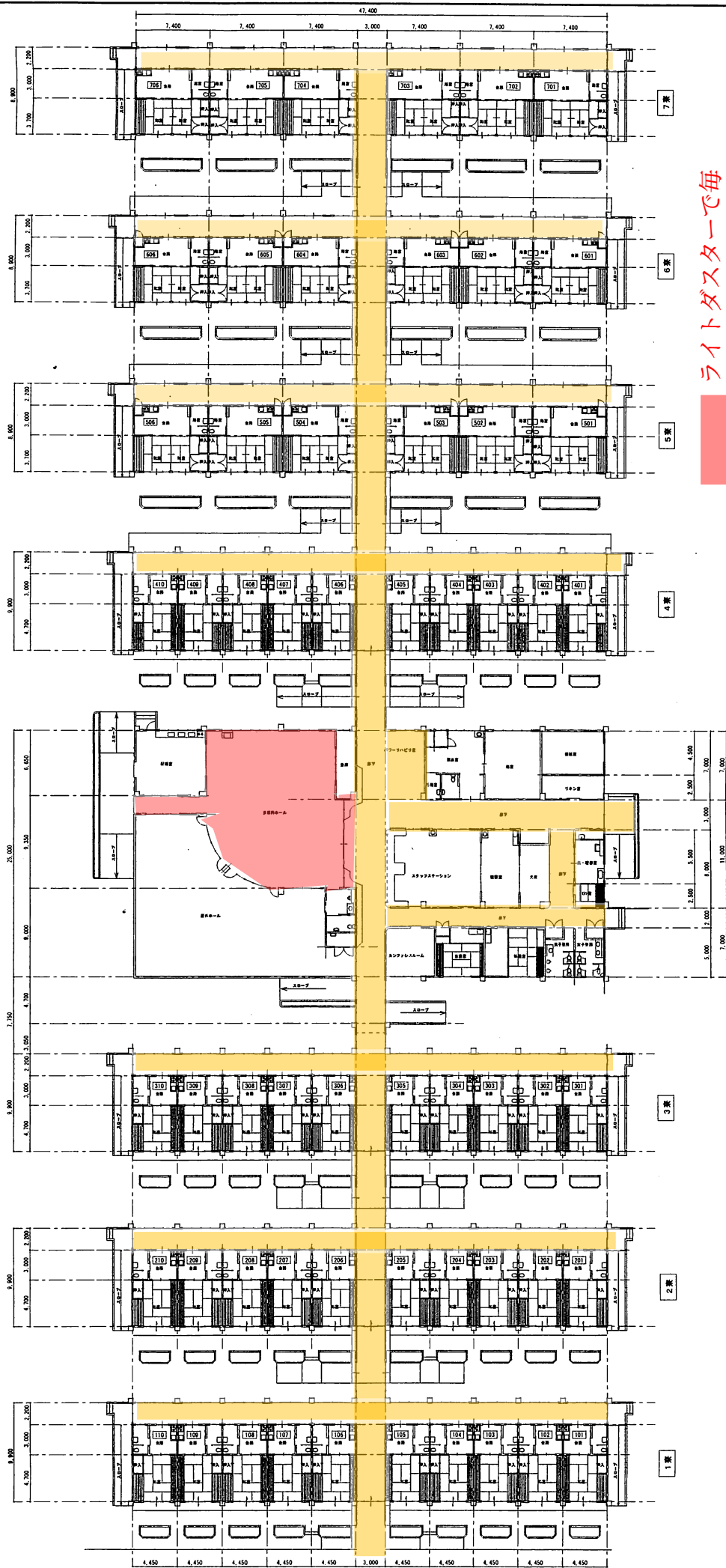


平面図 縮尺1:200

建築面積	
①	$26.69 \times 7.4 \times 6 = 1185.00$
②	$18.0 \times 17.6 = 316.80$
	$8.7 \times 14.3 = 124.41$
③	$62.7 \times 2.2 = 137.94$
④	$23.05 \times 9.9 = 228.20$
⑤	$7.85 \times 3.0 = 23.55$
⑥	$43.05 \times 9.9 = 426.20$
⑦	$10.00 \times 5.0 = 50.00$
合 計	2492.10
延床面積	
①	$26.69 \times 7.4 \times 6 = 1185.00$
②	$18.0 \times 17.6 = 316.80$
	$8.7 \times 14.3 = 124.41$
③	$62.7 \times 2.2 = 137.94$
④	$23.05 \times 9.9 = 228.20$
⑤	$7.85 \times 3.0 = 23.55$
⑥	$43.05 \times 9.9 = 426.20$
⑦	$10.00 \times 5.0 = 50.00$
合 計	2492.10

- ライトダスター
で毎日清掃
- 週1回清掃
(曜日毎)

施設名	国立病院 沖縄県立病院	建物 名	天端不自由者棟3センター	建築年月	S54.3	
口産名	国立病院 沖縄県立病院 宇治口産	延床面積	2,492.10㎡	構 造	RC1F	
所在地	沖縄県名護市宇治井出1192	建築面積	2,492.10㎡	縮 尺	1:200	



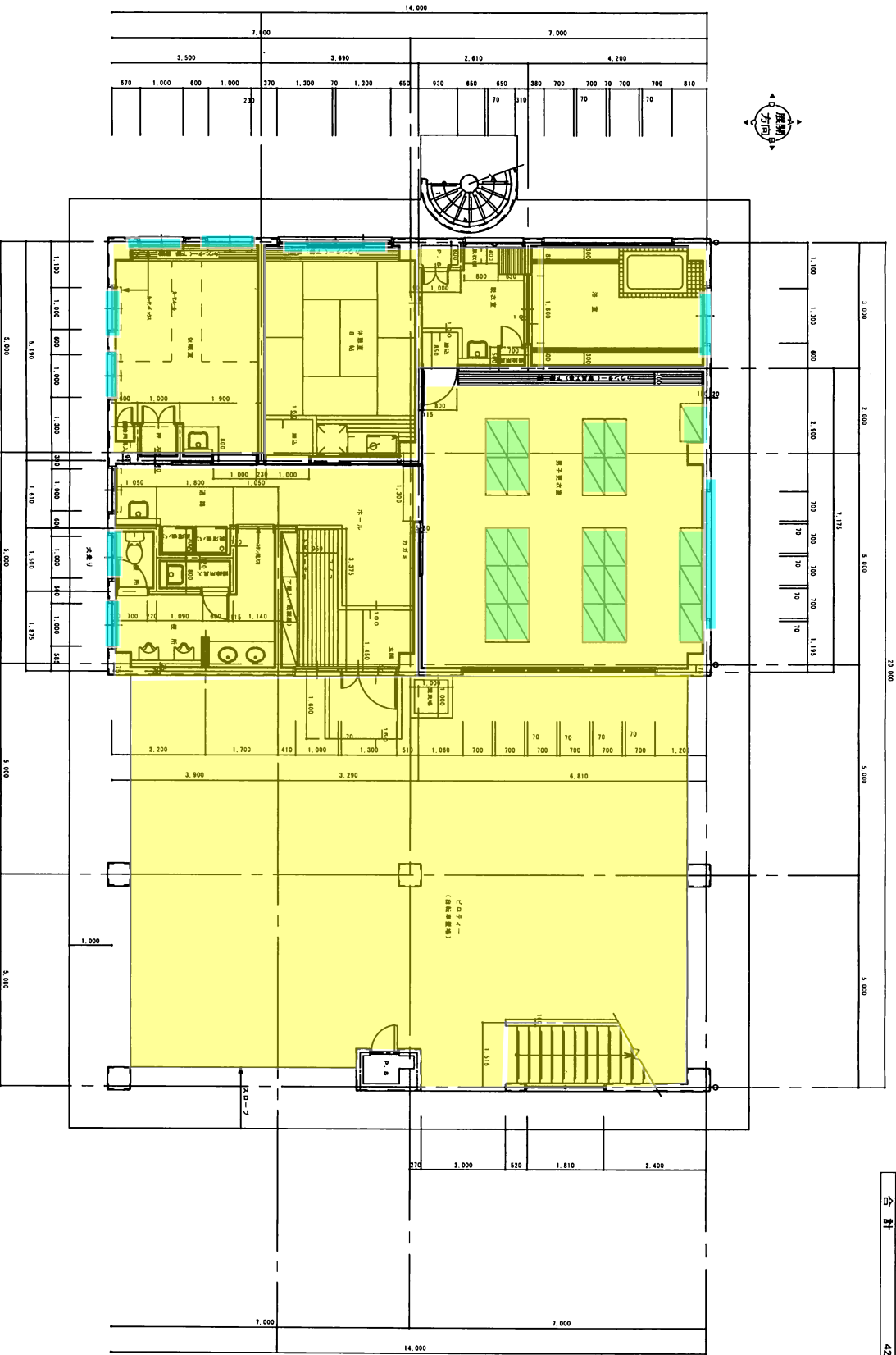
ライトダスターで毎日清掃

床面洗浄機での洗浄清掃 (週2回)

施設名	国立病院/沖縄県立病院	建物名称	新築センター	構造	RC1F
口番名	国立病院/沖縄県立病院	延床面積	4,413.19㎡	延床面積	H16.8
所在地	沖縄県名護市若井1192	延床面積	4,413.19㎡	延床面積	S=1/200

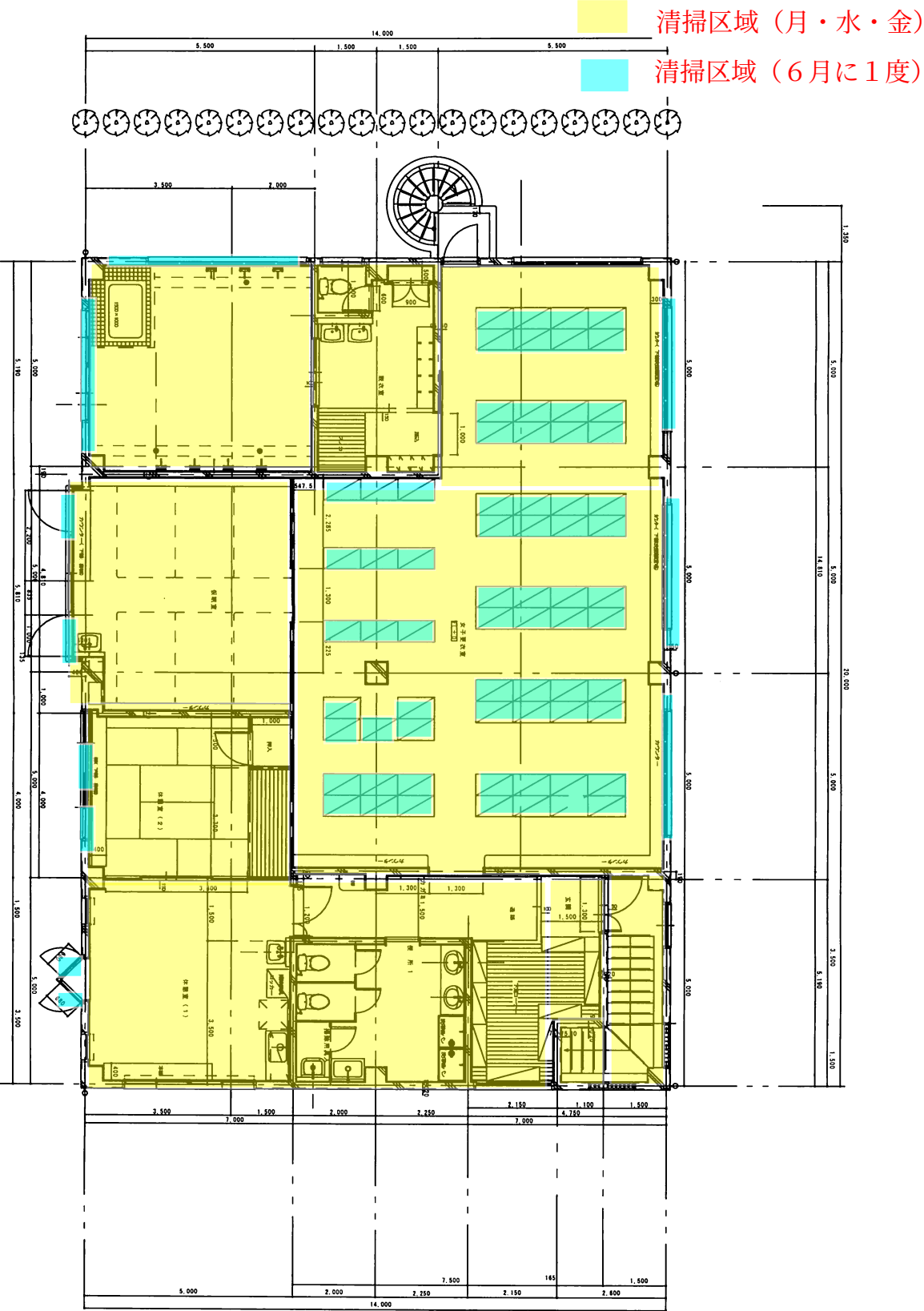
1 F男子更衣棟

- 清掃区域（月・水・金）
- 清掃区域（6月に1度）

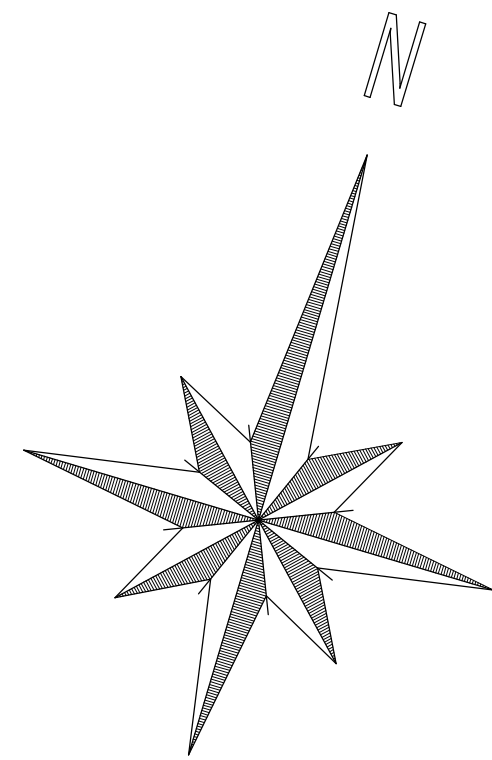


建築面積	
①	10.00 × 14.00 = 140.00
合計	140.00
延床面積	
①	10.00 × 14.00 = 140.00
②	20.00 × 14.00 = 280.00
合計	420.00

施設名	国立療育所沖縄収容施設
口番名	国立療育所沖縄収容施設南行舎口西
所在地	沖縄県石川市字井出1192
建物名称	男子更衣棟（1F）
建築面積	140.00㎡
延床面積	140.00㎡
構造	RCCF
竣工年月	H12.9
図面NO	180



施設名	国立療養所沖縄養護施設	建物名称	職員更衣棟(2F)	構造	RC2F	図面NO
口番号	国立療養所沖縄養護施設行幸口	用途種	280.00㎡	年月	H12.3	図面NO
所在地	沖縄県名護市字井比192	延面積	420.00㎡	縮尺	1:50	



- 衛生陶器洗浄週1回
(鏡を含む)
- トイレ床清掃週1回
- フロアー清掃月1回
(ライトダスター清掃)

1 階 平 面 図 A3版 S=1/200
A1版 S=1/100



東洋建設株式会社 沖縄営業所
沖縄県那覇市久米2-3-14
電話 (098) 858-5544 沖縄営業所 所長 堀井 洋祐
FAX (098) 862-1799

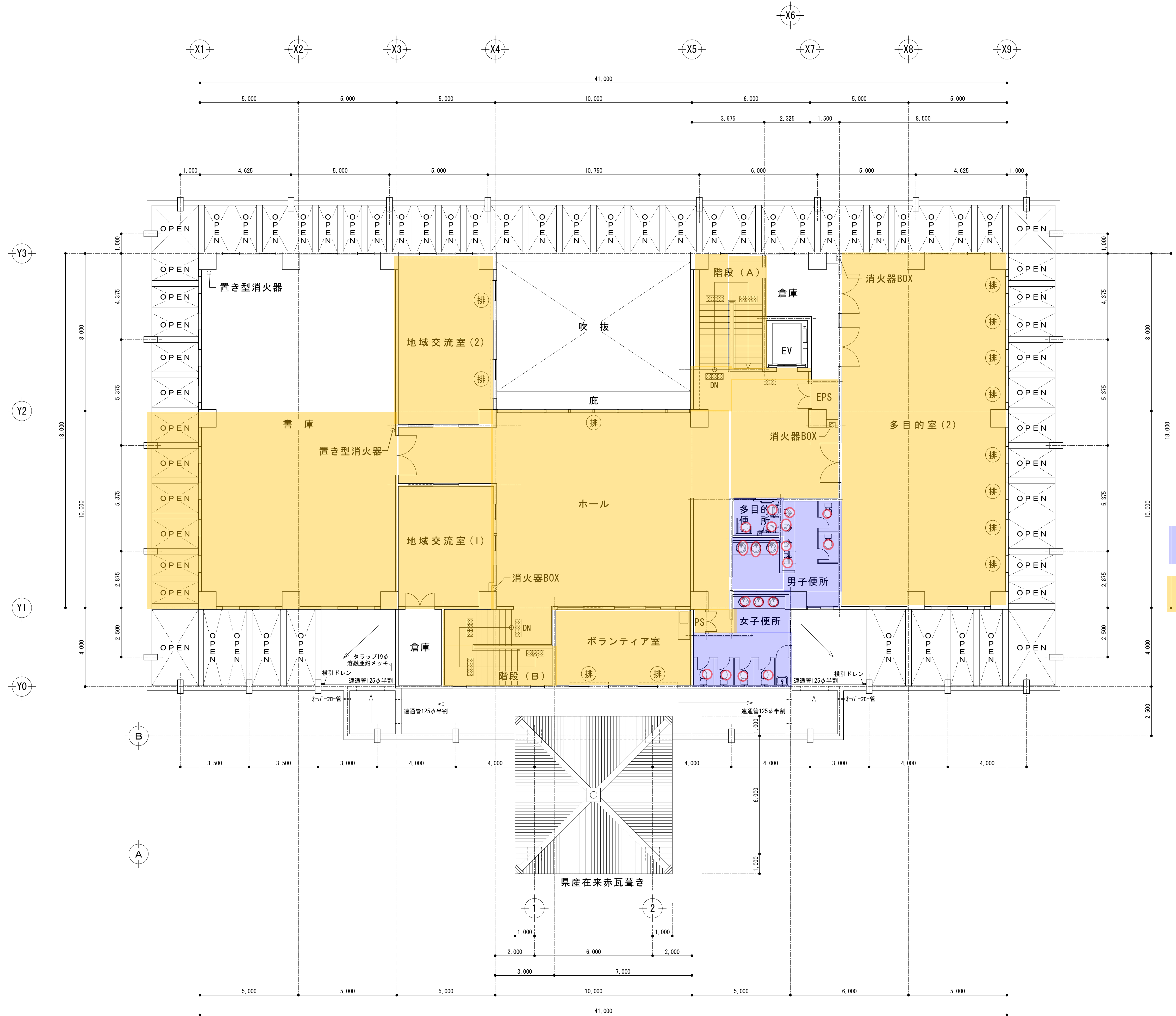
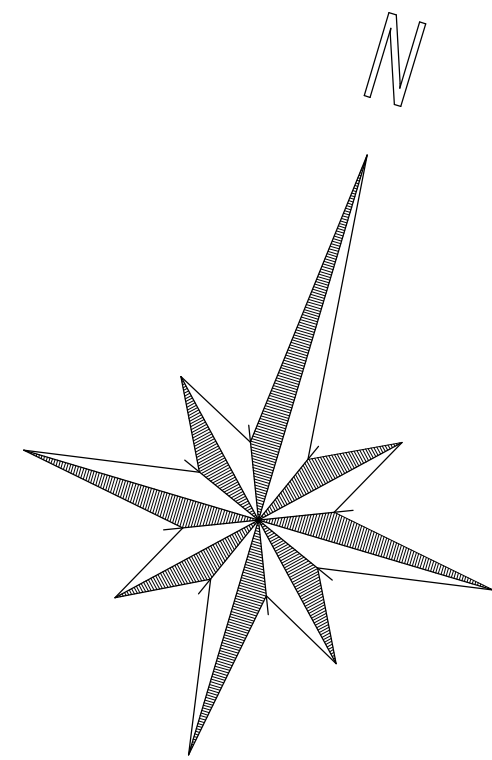
設 計		
管理技術者	主任担当技術者	担当

施設名	国立療養所 沖縄愛楽園
工事名	ハンセン病交流会館整備その他工事

図面名	1 階 平 面 図
-----	-----------

縮 尺	A3版 S=1:200 A1版 S=1:100
-----	----------------------------

No.	A-20
枚の内	平成24年8月



- 衛生陶器洗浄週1回 (鏡を含む)
- トイレ床清掃週1回
- フロアー・階段清掃月1回 (ライトダスター清掃)

2 階 平 面 図 A3版 S=1/200 A1版 S=1/100



東洋建設株式会社 沖縄営業所
沖縄県那覇市久米2-3-14
電話 (098) 889-5544
FAX (098) 882-1799 沖縄営業所 所長 堀井 洋祐

設 計		
管理技術者	主任担当技術者	担当

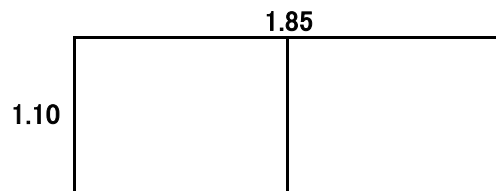
施設名	国立療養所 沖縄愛楽園
工事名	ハンセン病交流会館整備その他工事

図面名	2 階 平 面 図
-----	-----------

縮 尺	A3版 S=1:200 A1版 S=1:100
-----	----------------------------

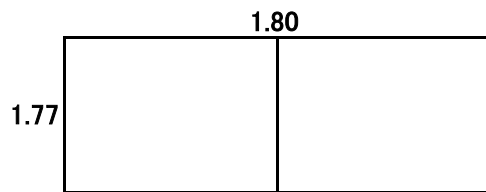
No.	A-21
枚の内	平成24年8月

中央廊下から第6センターまでの窓等ガラス面積算出調書



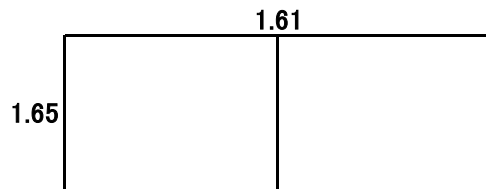
窓

$$2.03 \text{ m}^2 \times 10 = 20.3 \text{ m}^2$$



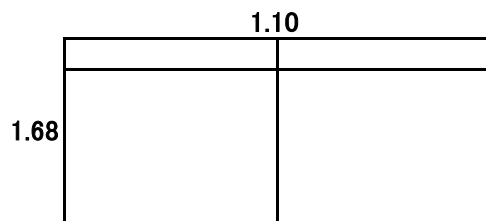
窓

$$3.18 \text{ m}^2 \times 1 = 3.18 \text{ m}^2$$



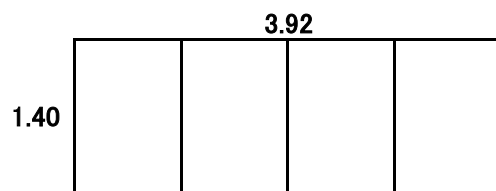
ドア

$$2.65 \text{ m}^2 \times 4 = 10.6 \text{ m}^2$$



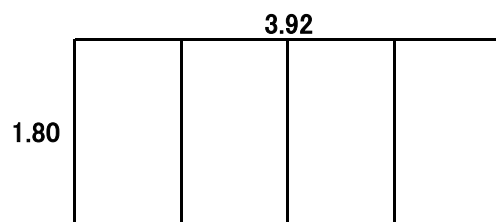
窓

$$1.84 \text{ m}^2 \times 81 = 149.04 \text{ m}^2$$



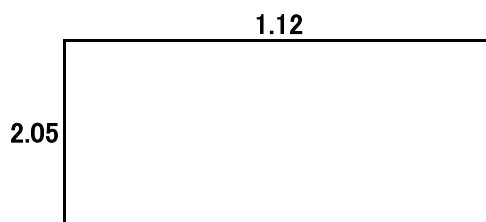
窓

$$5.48 \text{ m}^2 \times 1 = 5.48 \text{ m}^2$$



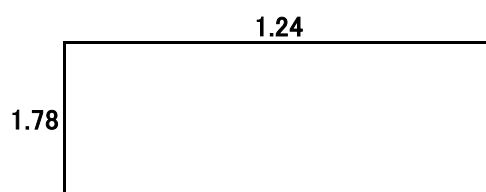
ドア

$$7.05 \text{ m}^2 \times 1 = 7.05 \text{ m}^2$$



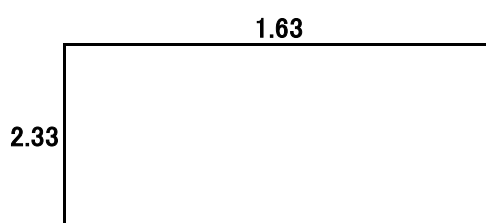
非常ドア

$$2.29 \text{ m}^2 \times 5 = 11.45 \text{ m}^2$$



窓

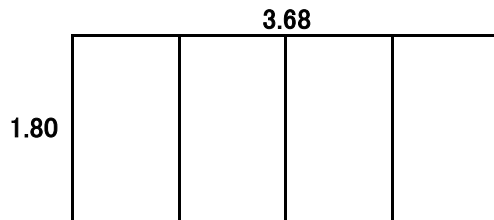
$$2.20 \text{ m}^2 \times 4 = 8.8 \text{ m}^2$$



窓

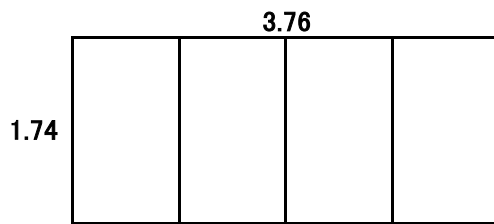
$$3.79 \text{ m}^2 \times 2 = 7.58 \text{ m}^2$$

中央廊下から第6センターまでの窓等ガラス面積算出調書

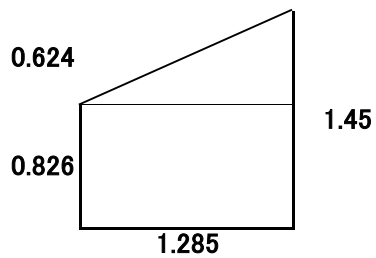


自動ドア

$$6.62 \text{ m}^2 \times 1 = 6.62 \text{ m}^2$$



$$6.54 \text{ m}^2 \times 3 = 19.62 \text{ m}^2$$

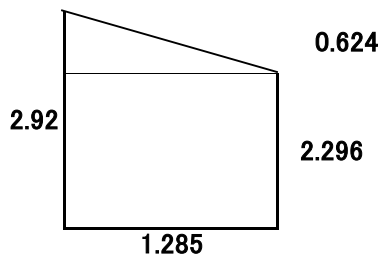


第1センターエントランス吹き抜き部はめ込み

$$0.40092 \text{ m}^2$$

$$1.06141 \text{ m}^2$$

$$1.46 \text{ m}^2 \times 2 = 2.92 \text{ m}^2$$

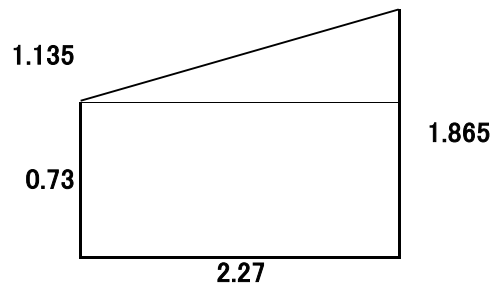


第1センターエントランス吹き抜き部はめ込み

$$0.40092 \text{ m}^2$$

$$2.95036 \text{ m}^2$$

$$3.35 \text{ m}^2 \times 2 = 6.7 \text{ m}^2$$

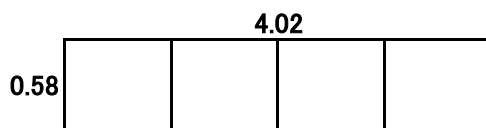


第1センターエントランス吹き抜き部はめ込み

$$1.288225 \text{ m}^2$$

$$1.6571 \text{ m}^2$$

$$2.94 \text{ m}^2 \times 2 = 5.88 \text{ m}^2$$



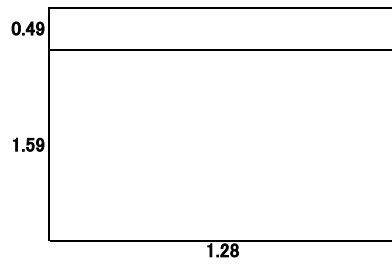
第1センターエントランス吹き抜き部

$$2.33 \text{ m}^2 \times 2 = 4.66 \text{ m}^2$$

$$269.88 \text{ m}^2$$

$$\times 2$$

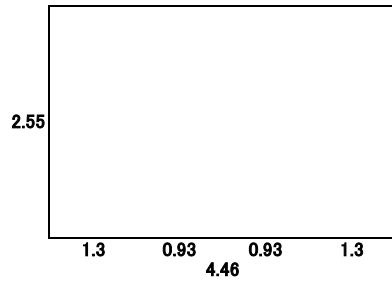
$$\text{合 計} \quad 539.76 \text{ m}^2$$



治療棟入り口自動ドア

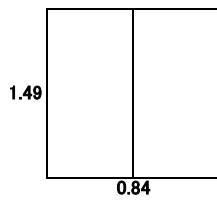
$$0.62 \text{ m} \times 1 = 0.62 \text{ m}^2$$

$$2.03 \text{ m} \times 1 = 2.03 \text{ m}^2$$



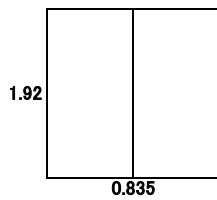
公会堂自動ドア

$$11.37 \text{ m} \times 1 = 11.37 \text{ m}^2$$



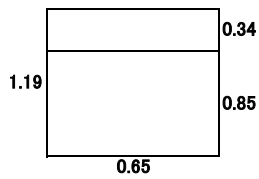
窓

$$1.25 \text{ m} \times 81 = 101.25 \text{ m}^2$$



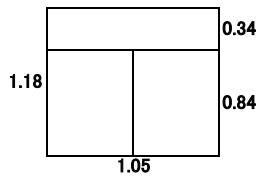
窓

$$1.60 \text{ m} \times 4 = 6.4 \text{ m}^2$$



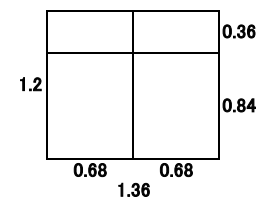
ドア

$$0.77 \text{ m} \times 4 = 3.08 \text{ m}^2$$



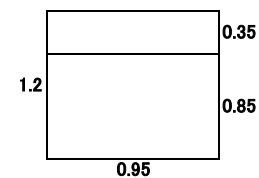
ドア

$$1.23 \text{ m} \times 1 = 1.23 \text{ m}^2$$



中材横ドア

$$1.63 \text{ m} \times 1 = 1.63 \text{ m}^2$$



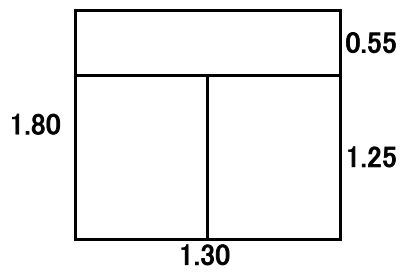
ドア

$$1.14 \text{ m} \times 1 = 1.14 \text{ m}^2$$

$$\begin{aligned} &128.75 \text{ m}^2 \\ &\times 2 \\ \hline &257.5 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

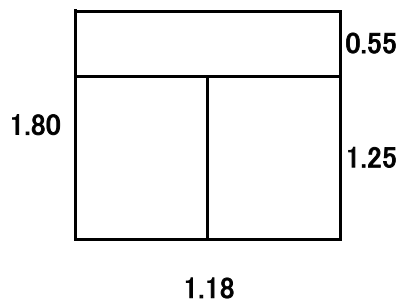
合 計

第3センター入り口(第6センターより)



窓

$$2.34 \text{ m}^2 \times 2 = 4.68 \text{ m}^2$$



窓

$$2.12 \text{ m}^2 \times 8 = 16.96 \text{ m}^2$$

$$21.64 \text{ m}^2 \times 2$$

$$\text{合 計} \quad 43.28 \text{ m}^2$$

年末ワックス剥離・水洗浄・乾燥・ワックス塗布清掃区域図面

ワックス剥離・水洗浄・
乾燥・ワックス塗布

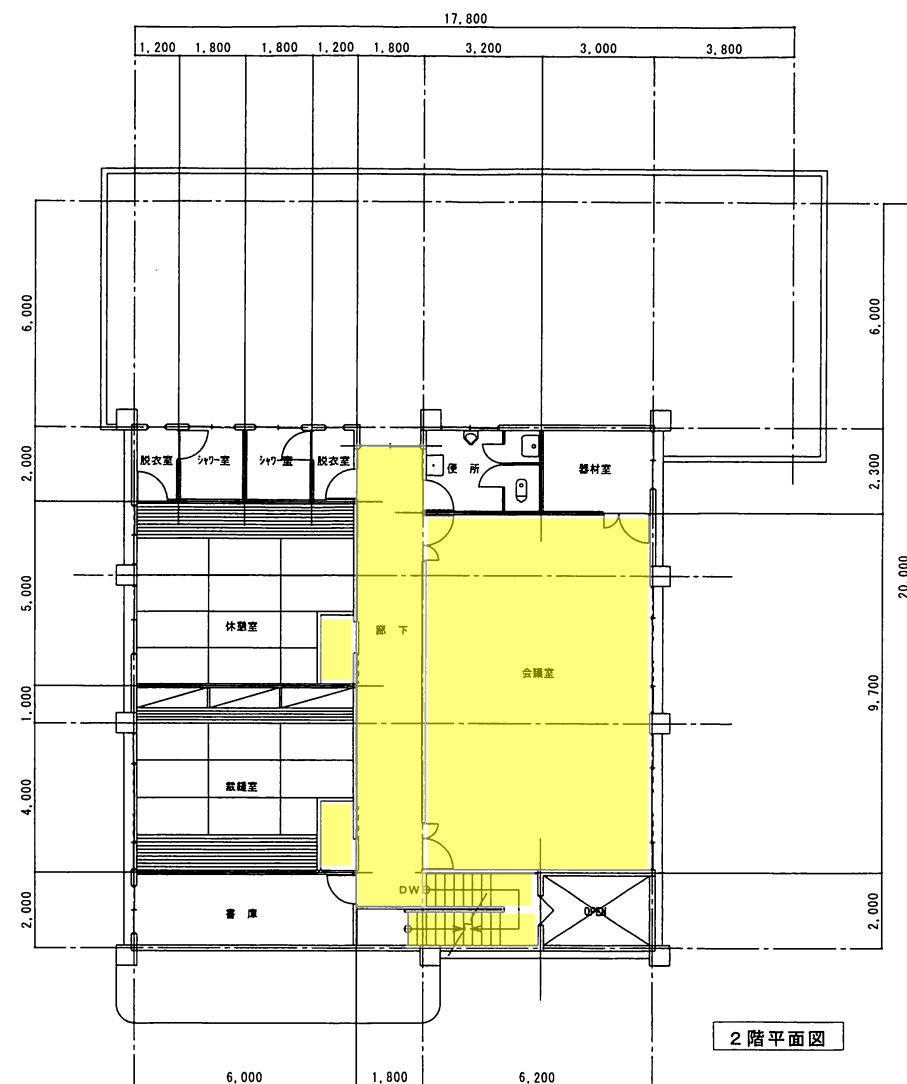
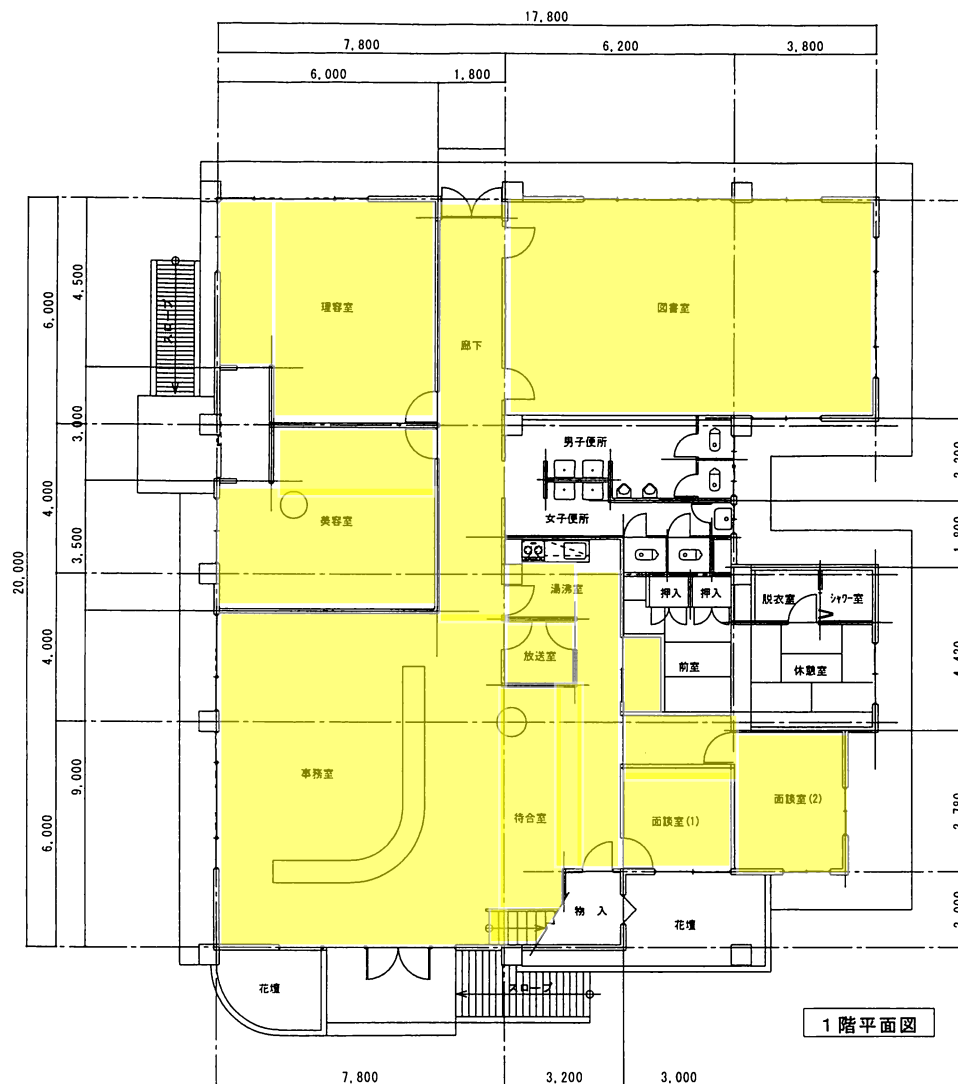
絨毯の汚れ洗浄



1 階平面図

160

施設名	国立療養所 沖縄愛楽園	建物名称	管理棟事務本館 1F	建築年月	H1. 3
口産名	国立療養所沖縄愛楽園庁舎口産	建築面積	726.320	構造	RC2F
所在地	沖縄県名護市字漢井出1192	延床面積	918.320	縮尺	S=1/100

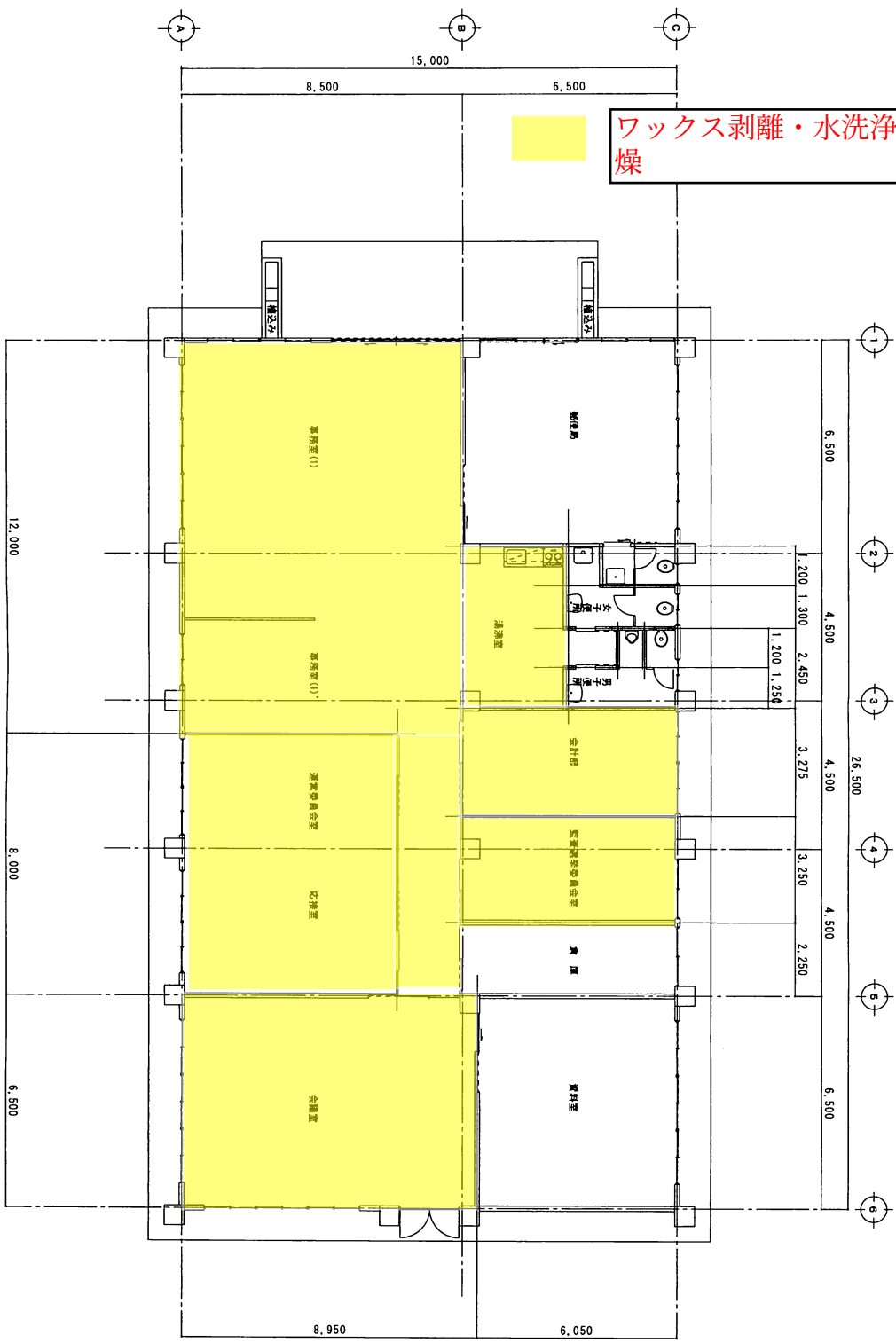


建築面積	
①	17.80 × 20.00 = 356.00
②	△ 3.30 × 3.80 = -12.54
③	△ 0.80 × 4.95 = -3.96
④	△ 2.00 × 6.80 = -13.60
⑤	1.00 × 6.70 = 6.70
⑥	0.20 × 24.00 = 4.80
⑦	7.80 × 1.00 = 7.80
合計	345.20

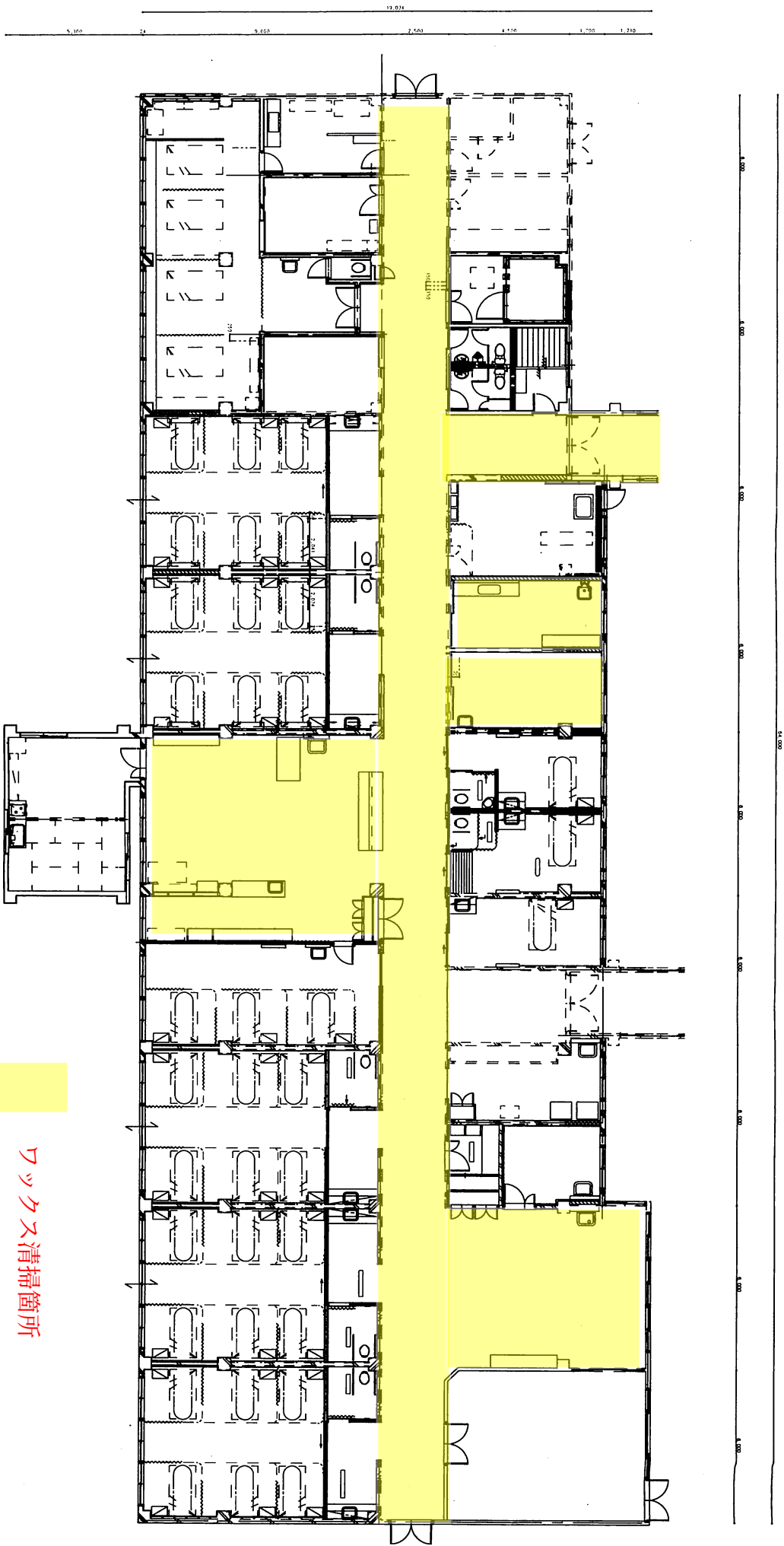
延床面積	
①	17.80 × 20.00 = 356.00
②	△ 3.30 × 3.80 = -12.54
③	△ 0.80 × 4.95 = -3.96
④	△ 2.00 × 6.80 = -13.60
1階計	325.90
①	14.00 × 14.00 = 196.00
②	△ 1.80 × 0.50 = -0.90
③	△ 3.00 × 2.00 = -6.00
2階計	189.10
合計	515.00

施設名	国立療養所 沖縄愛楽園	建物名称	福祉会館	構造	RC2F	No.
口座名	国立療養所沖縄愛楽園庁舎口座	延面積	345.20㎡	建築年月	S63.3	
所在地	沖縄県名護市字浜井出1192	延面積	515.00㎡	縮尺	S=1/100	

建築面積		
①	26.5	× 15.0 = 397.5
合 計		397.5
延床面積		
①	26.5	× 15.0 = 397.5
合 計		397.5



施設名	国立職業所 沖縄県東部	建物名称	建設RCIF	竣工年月	竣工日
口番名	国立職業所沖縄県東部庁舎口番	延床面積	397.50㎡	H5.9	
所在地	沖縄県名護市字井出192	延床面積	397.50㎡	総尺 S=1/100	



延床面積		延床面積
①	3,650 × 2,800 = 10,220	① 3,650 × 2,800 = 10,220
②	3,650 × 2,800 = 10,220	① 3,650 × 2,800 = 10,220
③	3,650 × 2,800 = 10,220	
④	3,650 × 2,800 = 10,220	
⑤	3,650 × 2,800 = 10,220	
⑥	3,650 × 2,800 = 10,220	
⑦	3,650 × 2,800 = 10,220	
合計	= 10,220	合計 = 10,220

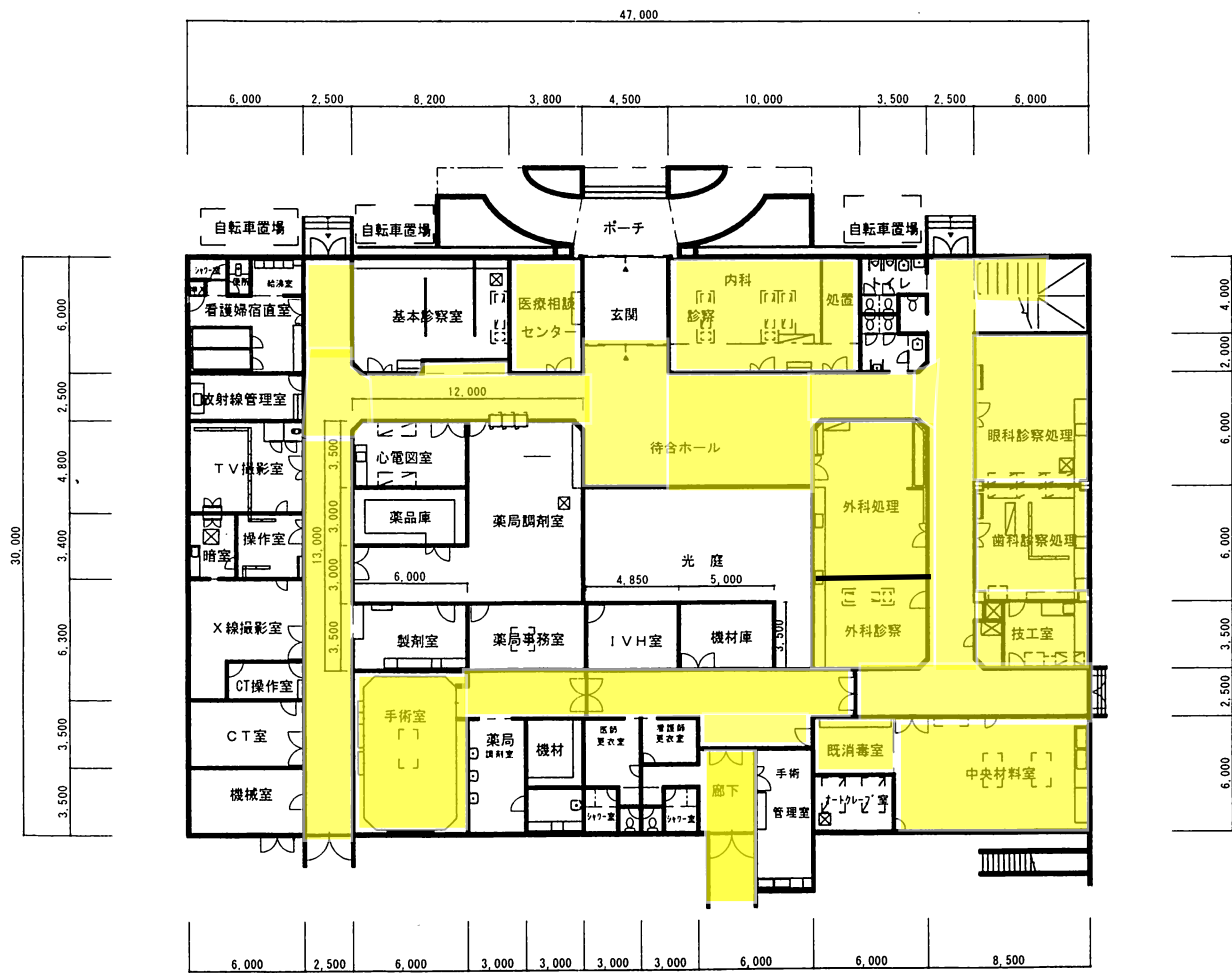
施設名	国立職業所沖縄愛楽園	建物名称	治療センター	構造	RC1F	No. 校の内 年 月
口座名	国立職業所沖縄愛楽園庁舎口座	建面積	966.700㎡	建築年月	S59.3	
所在地	沖縄県名護市字芥井出1192	延面積	966.700㎡	縮尺	1:50	

140

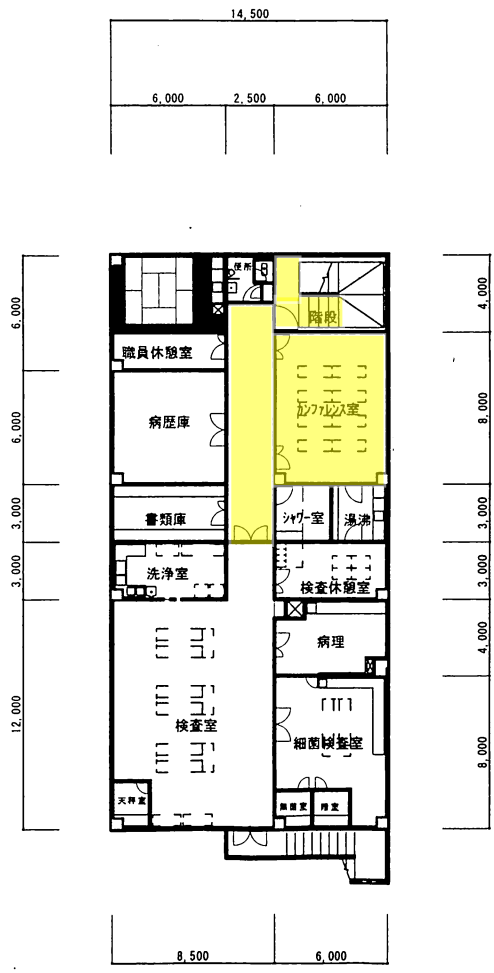
ロックス清掃箇所

治療棟

ワックス剥離・水洗浄・
乾燥・ワックス塗布



1 階平面図



2 階平面図

施設名	国立療養所 沖縄愛楽園	施設名称	治療棟 1F	延面積	1344.80㎡	
口座名	国立療養所 沖縄愛楽園 療養口座	構造	RC2F	延面積	1785.09㎡	No.
所在地	沖縄県名護市字清井出1192	建物 部員	S59.3	縮尺	S=1/150	表の内 面204.4㎡



製造者	新築 1 号 (7-11)	製造場所	4113.06m ²	建築年次	昭和 22 年
用途	住宅用	構造	RC 2 F	延床面積	4321.64m ²
口数	4	敷地	1192.23	敷地面積	4321.64m ²
所在地	津島町名番字第 1 出 1192	地籍番号	津島町名番字第 1 出 1192	地籍番号	津島町名番字第 1 出 1192

改修後



ワックス剥離・水洗
浄・乾燥・ワックス
塗布

平面图	A3版	S=1/400
	A1版	S=1/200

第2センター
塗装塗替工事

既設建物 外壁・軒天部分 高圧洗浄の上、防水形複層塗材E
(凹凸模様 上塗材：水性1液水性反応硬化型ウレタン樹脂塗料 耐水性2種)
(オプフレッシュU100Ⅱ) 日本ペイント同等品以上とする。

有 限 公 司 **ナカソネ設計**
神奈川県横浜市平宮区3丁目4-7-1
電話 (045) 86-4131
FAX (045) 86-4132

設 計	
管理技術者	主任技術者

施設名	国立復讐所 沖縄愛国園
工事名	不自由者館改修要領その他工事

圖名	平面圖 (改修後)
----	-----------

縮尺	A3版 S=1:400	No. A-11
	A1版 S=1:200	



第3センター



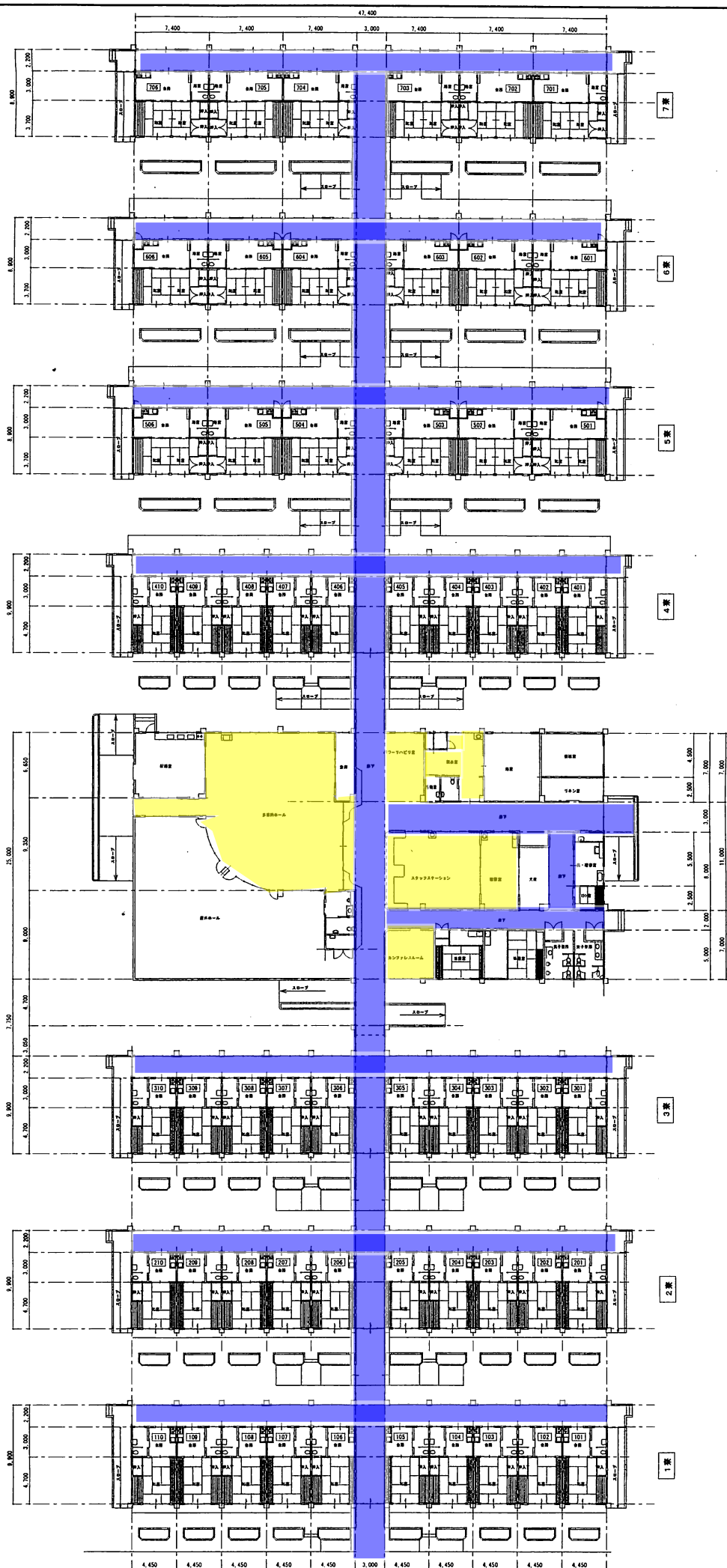
平面図 縮尺1:200

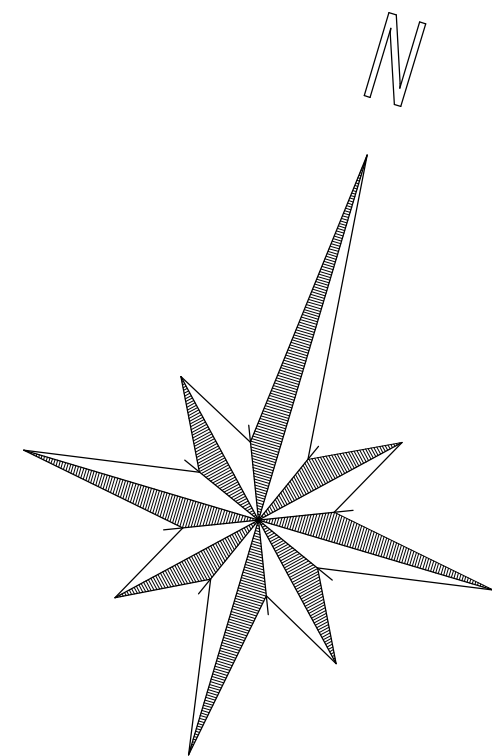
建築面積	
①	$26.69 \times 7.4 \times 6 = 1185.00$
②	$18.0 \times 17.6 = 316.80$
	$8.7 \times 14.3 = 124.41$
③	$62.7 \times 2.2 = 137.94$
④	$23.05 \times 9.9 = 228.20$
⑤	$7.85 \times 3.0 = 23.55$
⑥	$43.05 \times 9.9 = 426.20$
⑦	$10.00 \times 5.0 = 50.00$
合 計	2492.10
延床面積	
①	$26.69 \times 7.4 \times 6 = 1185.00$
②	$18.0 \times 17.6 = 316.80$
	$8.7 \times 14.3 = 124.41$
③	$62.7 \times 2.2 = 137.94$
④	$23.05 \times 9.9 = 228.20$
⑤	$7.85 \times 3.0 = 23.55$
⑥	$43.05 \times 9.9 = 426.20$
⑦	$10.00 \times 5.0 = 50.00$
合 計	2492.10

ワックス剥離・水洗浄・
乾燥・ワックス塗布

施設名	国立病院所 沖縄県立病院	建 物 名	夫婦不自由者様3センター	建築年月	S54.3	
口産名	国立病院所沖縄県立病院庁舎口産	延床面積	2,492.10㎡	構 造	RC1F	
所在地	沖縄県名護市末井出1192	建築面積	2,492.10㎡	縮 尺	1:200	

ポリッシャー洗浄機での
汚れの剥離を行い水洗い
仕上げ





ワックス剥離・水洗浄・乾燥・
ワックス塗布

1 階 平 面 図
A3版 S=1/200
A1版 S=1/100



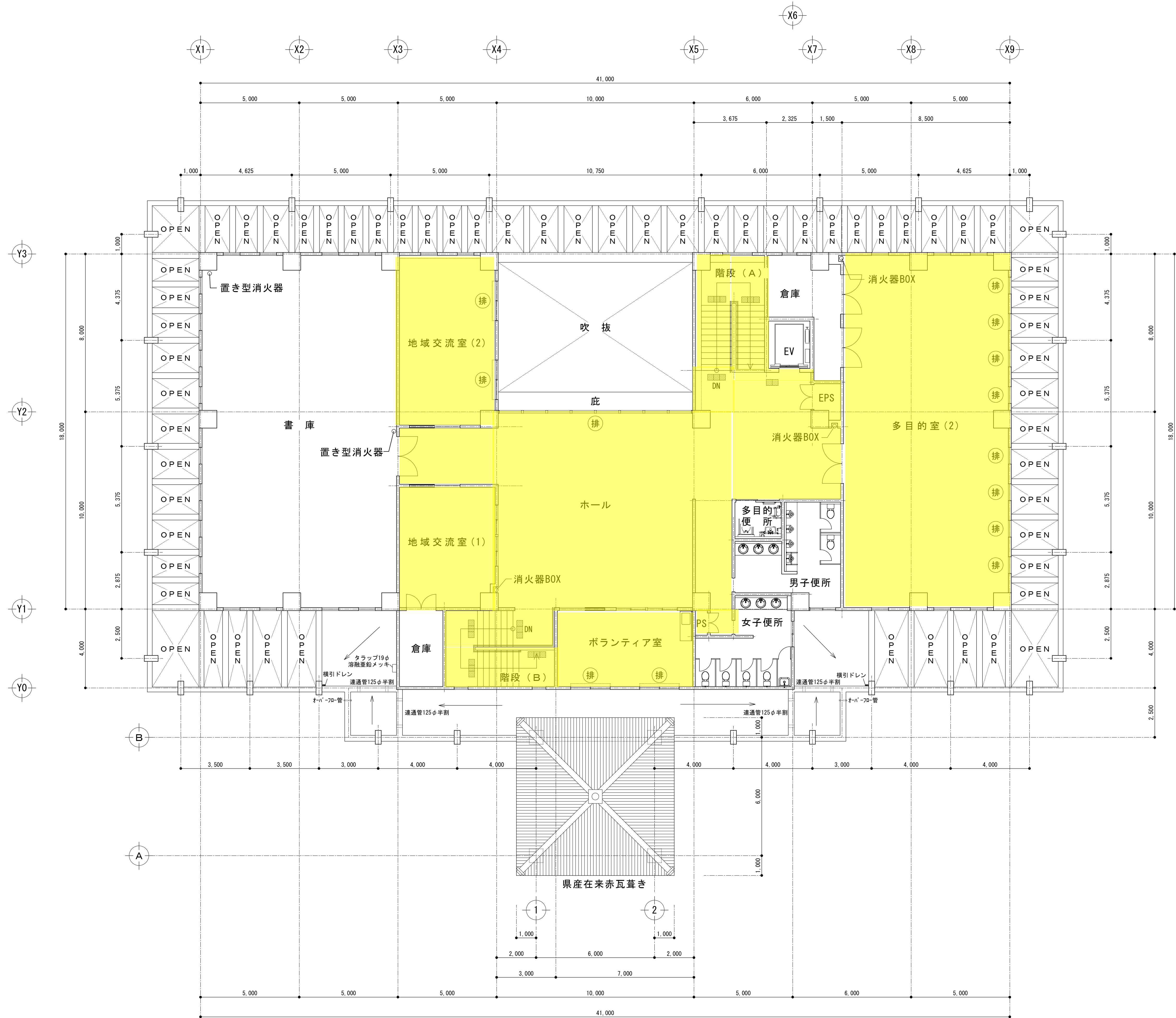
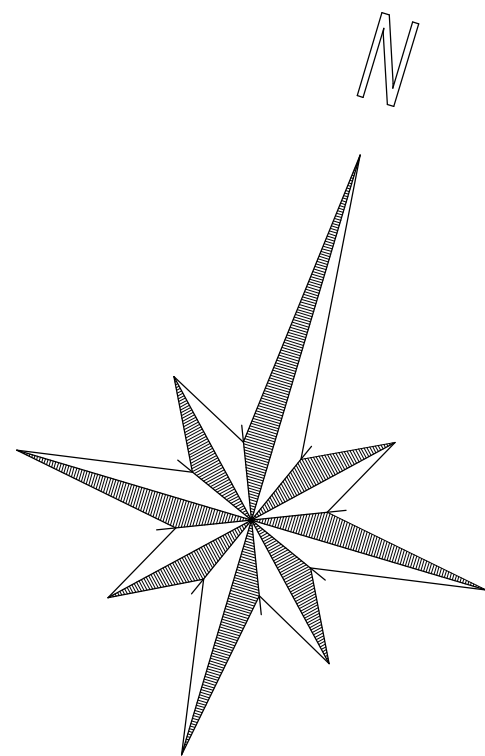
東洋建設株式会社 沖縄営業所
沖縄県那覇市久米2-3-14
電話 (098) 858-5544
FAX (098) 862-1799 沖縄営業所 所長 堀井 洋祐

設 計		
管理技術者	主任担当技術者	担当

施設名	国立療養所 沖縄愛楽園
工事名	ハンセン病交流会館整備その他工事

図面名	1 階 平 面 図
縮 尺	A3版 S=1:200 A1版 S=1:100

No.	A-20
枚の内	平成24年8月



ワックス剥離・水洗浄・乾燥・
ワックス塗布

2 階 平 面 図
A3版 S=1/200
A1版 S=1/100



東洋建設(株) 沖縄営業所
沖縄県那覇市久米2-3-14
電話 (098) 889-5544
FAX (098) 882-1199 沖縄営業所 所長 堀井 洋祐

設 計		
管理技術者	主任担当技術者	担当

施設名	国立療養所 沖縄愛楽園
工事名	ハンセン病交流会館整備その他工事

図面名	2 階 平 面 図
-----	-----------

縮 尺	A3版 S=1:200 A1版 S=1:100
-----	----------------------------

No.	A-21
枚の内	平成24年8月

園 内 清 掃 業 務 日 報

事務部長	庶務課長	課長補佐	庶務係長	補給係長	従 事 者	平成 年 月 日
						曜日
						天気

清掃対象箇所		床清掃				拭き 掃除 ガラ ス拭 き	塵籠 灰皿 ごみ 処理	便器 手洗 洗面 手摺	浴室 清掃	廊下 ライ トダ スタ ー	手摺 清掃
		掃き 塵除去	モップ	掃除機 (土・日 のみ)	デッキ ブラシ						
管 理 棟	医局・医局休憩室	☐	☐	☐		☐	☐				
	医師宿直室・医師浴室 (シーツ・白衣交換)□	☐	☐	☐		☐	☐		☐		
	園長室			☐			☐				
	副園長室			☐			☐				
	事務部長室			☐			☐				
	応接室			☐			☐				
	トイレ(3ヶ所)				☐		☐	☐			☐
	廊下・階段	☐	☐				☐				☐
	2階会議室	☐	☐				☐				☐
	出入口周辺	☐	☐				☐				☐
	喫煙所	☐					☐				☐
外 来 治 療 棟	玄関・待合ホール	☐	☐				☐				☐
	自動ドア2か所 ガラス清掃 □	☐				☐					
	1階廊下・階段	☐	☐				☐				☐
	トイレ(3ヶ所)				☐		☐	☐			☐
	各診療所(5ヶ所)	☐	☐				☐				☐
	2階階段・検査科前廊下	☐					☐				☐
	2階図書室(月1回)	☐								☐	
渡 り 廊 下	中央廊下(外来→第2切 り)	☐	☐				☐				☐
	渡り廊下(手摺)(中央廊 下→第1→第6→第 3)	☐	☐				☐				☐

清掃対象箇所		床清掃				拭き 掃除	塵籠 灰皿 ごみ 処理	便器 手洗 洗面 手摺 ハンド シャワー	浴室 清掃	廊下 ライト ダスター	手摺 清掃
		掃き 塵除去	モップ	掃除機 (月水金)	デッキ ブラシ						
各 セ ン タ ー 	治療センター									☐	☐
	治療センター食堂ホール									☐	☐
	第 1 センター中央廊下									☐	☐
	第 1 センター多目的ホール									☐	☐
	第 2 センター中央廊下									☐	☐
	第 3 センター中央廊下・詰所前廊下									☐	☐
	第3センター食堂									☐	
	第 6 センター									☐	☐
	第6センター食堂									☐	
男女更衣棟（月・水・金） （浴室・休憩室・仮眠室・トイレ・脱衣所・足拭マット交換）※浴槽・駐輪場は汚れが目立つ場合 ☐		☐	☐	☐	☐				☐		
交流会館 1 階・2 階トイレ （週 1 回） ※トイレマット・パ―補充 ☐								☐			
その他 ☐ ウォッシャー洗浄(水・土) → 第 6 センター中央廊下・居室前廊下 ☐ ウォッシャー洗浄(年 4 回) → 第 1 センター中央廊下・多目的ホール ☐ ウォッシャー洗浄(月 1 回) → 第 1 センター各ユニット ☐ 渡り廊下ドア・窓ガラス清掃(2 月 1 回) ☐ 掃き・ライトダスター清掃(月 1 回) → 交流会館 1 階・2 階各フロアー・階段・展示室・中央ホール ☐ 掃き・ライトダスター清掃(週 1 回) → 2・3 センター居室前廊下 ☐ 窓ガラス清掃・個人ロッカー天板部分清掃(6 月 1 回) → 男女更衣棟											

(別紙1) の記入例

入札書(第 回目)

品 名 国立療養所沖縄愛楽園清掃業務委託一式

入札金額 金 _____円也

入札説明書及仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

開札日の前日(以下同じ。)

平成 年 月 日

(住所) 〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3

(氏名) 〇〇〇〇株式会社

代表取締役(社長) 〇〇〇〇 印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広 殿

※ 委任状は必要ありません。

(別紙1)

入札書(第 回目)

品 名 国立療養所沖縄愛楽園清掃業務委託一式

入札金額 金 _____円也

入札説明書及び仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広 殿

(別紙2) の記入例

入札書(第 回目)

品 名 国立療養所沖縄愛楽園清掃業務委託一式

入札金額 金 _____円也

入札説明書及び仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所) 〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3

(氏名) 〇〇〇〇株式会社

代表取締役(社長) 〇〇〇〇 ※押印はいらない

代理人

〇〇〇〇株式会社△△支店(営業所)

支店長 △ △ △ △

(所長)

印

支店長(営業所
長)の印を押印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広 殿

※ 委任状は、別紙5の様式を提出する。

(別紙2)

入札書(第 回目)

品 名 国立療養所沖縄愛楽園清掃業務委託一式

入札金額 金 _____ 円也

入札説明書及び仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

代理人

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広 殿

(別紙3) の記入例

入札書(第 回目)

品 名 国立療養所沖縄愛楽園清掃業務委託一式

入札金額 金 _____ 円也

入札説明書及び仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所) 〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3

(氏名) 〇〇〇〇株式会社

代表取締役(社長) 〇〇 〇〇 ※ 押印はいらない

代理人

△ △ △ △

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広 殿

※ 委任状は、別紙6の様式を提出する。

(別紙3)

入札書(第 回目)

品 名 国立療養所沖縄愛楽園清掃業務委託一式

入札金額 金 _____ 円也

入札説明書及び仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

代理人

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広 殿

(別紙4)の記入例

入札書(第 回目)

品 名 国立療養所沖縄愛楽園清掃業務委託一式

入札金額 金 _____円也

入札説明書及び仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所) 〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3

(氏名) 〇〇〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇〇〇 ※ 社長の印はいらない。

復代理人

△ △ △ △

印

入札に参加
する人の印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広 殿

※ 委任状は、別紙6及び別紙7を提出する。

(別紙4)

入札書(第 回目)

品 名 国立療養所沖縄愛楽園清掃業務委託一式

入札金額 金 _____円也

入札説明書及び仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

復代理人

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広 殿

(別紙5) の記入例

委 任 状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広 殿

委任者（競争参加者）

住所 ○○県○○市○○町1-2-3

氏名 ○○○○株式会社

代表取締役（社長） ○○ ○○ 印

代表者の印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委 任します。

記

受任者（代理人）

住所 ○○県○○市○○町4-5-6

氏名 ○○○○株式会社△△支店（営業所）

支店長 △ △ △ △

（所長）

委任事項

1. 入札及び契約の締結に関すること
2. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関すること
3. 契約物品の納入及び取り下げに関すること
4. 契約代金の請求及び受領に関すること
5. 復代理人の選任に関すること
6. その他上記に付随する一切のこと

委任機期間は通常は年間（年度）委任である。札期間だけの場合も在り得る。（開札の前日～開札日）

委任期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

受任者（代理人）使用印

受任者使用印

支店長（営業所長の印

※ 入札書は、様式2を提出する。

(別紙5)

委 任 状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広 殿

委任者（競争参加者）

住所

氏名

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人） 住所

氏名

委任事項

1. 入札及び契約の締結に関すること
2. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関すること
3. 契約物品の納入及び取り下げに関すること
4. 契約代金の請求及び受領に関すること
5. 復代理人の選任に関すること
6. その他上記に付随する一切のこと

委任期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

受任者（代理人）使用印

受任者使用印

(別紙6) の記入例

委 任 状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広 殿

委任者（競争参加者）

住所 ○○県○○市○○町 1-2-3

氏名 ○○○○株式会社

代表取締役（社長） ○○ ○○ 印

社長（代表
取締役）の
印鑑を押印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人）

住所 ○○県○○市○○町 1-2-3

氏名 ○○○○株式会社

△ △ △ △

委任事項 国立療養所沖縄愛楽園清掃業務委託一式の入札に関する一切の権限

委任期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

受任者使用印

入札に参
加する人
の印

※ 入札書は、別紙3を使用する。

(別紙6)

委 任 状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広 殿

委任者（競争参加者）

住所

氏名 印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人） 住所

氏名

委任事項 国立療養所沖縄愛楽園清掃業務委託一式の入札に関する一切の権限

委任期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

受任者使用印

(別紙7)の記入例

委任状

復代理人（入札に参加する人）

私は××××を〇〇〇〇株式会社代表取締役社長〇〇〇〇（競争参加者）の復代理人と定め、平成
年 月 日貴園において執行される「〇〇〇〇」の入札に関する下記の権限を委任します。

記

国立療養所沖縄愛楽園清掃業務委託一式の入札に関する一切の権限

委任事項 国立療養所沖縄愛楽園清掃業務委託一式の入札に関する一切の権限

委任期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

受任者（復代理人）使用印

受任者使用印

復代理人
の印（入札
に参加する
人の印）

平成 年 月 日

（住所）

（氏名）〇〇〇〇株式会社△△支店

支店長△ △ △ △ 印

復代理人が
所属する支
店長の印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広 殿

※ 別紙5の委任状も提出する。

※ 入札書は、別紙4の様式を使用する。

(別紙 7)

委任状

私は、 を (競争参加者)
の復代理人と定め、平成　年　月　日貴園において執行される「国立療養所沖縄愛楽園清掃業務委託一式」の入札に関する下記の権限を委任します。

記

委任事項 国立療養所沖縄愛楽園清掃業務委託一式の入札に関する一切の権限

委任期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

受任者（復代理人）使用印

受任者使用印

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

EP

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 内田 雅教 殿

(別紙8)

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広 殿

住 所
商 号
代表者氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子入札システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1 入札件名

国立療養所沖縄愛楽園清掃業務委託一式

2 電子調達システムでの参加ができない理由

平成 年 月 日

質 問 書

支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛楽園
事務部長 竹内 正広 殿

住 所
商 号
代表者名

入札件名「国立療養所沖縄愛楽園清掃業務委託一式」について、下記のとおり質問します。

記

質 問		事 項	
質 問 欄		回 答 欄	

誓 約 書

☐私

☐当社

は、下記1及び2のいずれにち該当しません。また、将来においても該当することはありません。
この誓約書が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、
異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

平成____年____月____日

（住 所）

（名 称）

（代表者）

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 殿

注) 1 この様式は、必要に応じて適宜修正して使用すること。

2 この申立書と合わせて、又はこの申立書に代えて、各保険料の納付が確認できる領収証書や滞納がない旨の証明書類等を提示又は提出させる場合は、その旨を入札説明書等に明示すること。

業務請負契約書（案）

支出負担行為担当官国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広（以下「甲」という。）と〇〇〇 〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、国立療養所沖縄愛楽園内清掃業務委託一式（以下「業務」という。）の請負に関し、下記条項により契約を締結する。

記

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

（契約の目的）

第2条 乙は、別添仕様書に基づき、業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（契約金額）

第3条 本契約にかかる請負金額は、総額金 円（うち消費税額及び地方消費税額金 円）とし支払月額は、金 円（うち消費税額及び地方消費税額 円）とする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に108分の8を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第4条 この契約の保証金は、免除する。

（契約期間及び履行場所）

第5条 この契約の契約期間及び履行場所は次のとおりとする。

契約期間 平成27年4月1日～平成28年3月31日

履行場所 国立療養所沖縄愛楽園内（別紙、「仕様書」に示す場所）

（機械器具の管理及び消耗資材の負担並びに従業員控室の提供）

第6条 この契約の履行にあたり必要とされる機械・器具・機材及び消耗資材は、甲の負担とする。

2 甲は乙に対し、乙がこの契約を履行するために必要とする乙の従業員控室及び電気・ガス・水道等は無償で提供するものとする。

（現場責任者の配置）

第7条 乙は、この契約の履行にあたり、必要に応じて現場責任者及び現場責任者補助者を選任して下記の任にあたらせるものとする。

- （1） 乙の従業員の指揮監督
- （2） 本契約の履行に関し、甲との業務連絡調整
- （3） 契約に基づく履行状況の確認

2 甲が乙に対し、この契約の履行に関する発注者としての指示等を行う場合には、乙が選任した現場責任者又は補助者に対して行うものとし、清掃業務に従事する乙の従業員に対して直接これをおこなってはならないものとする。

（清掃業務員の勤務要件）

第8条 乙は、委託業務を実施する職員（以下「業務員」という。）の服務、福利厚生及び保健衛生の維持等に関し一切の責めを負うとともに、甲が不適当と認めた業務員については、使用してはならないものとする。

2 乙は、業務員が業務に従事するときは、名札を着用させ、乙の業務員であることを明確にするとともに、常に清潔な服装を保持させなければならない。

（契約金額の支払）

第9条 乙は、当該月の業務の検査終了後、第3条第1項の規定により当該月分の支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

（遅滞料）

第10条 甲は、乙が第5条の期限内に業務を完了しないときは、履行期限の翌日から起算した遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し年5.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

（遅延利息）

第11条 甲は、自己の責に帰すべき事由により、第9条第2項の期間内に対価を支払わないときは、支払金額に対し年2.9パーセントの割合で計算した額を遅延利息として乙に支払うものとする。

（損害賠償）

第12条 乙は、自己の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、甲が実際に被った損害に限り、契約金額を上限として、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、この契約の履行に着手後、第23条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、適当と認めた金額を賠償するものとする。

（違約金に関する遅延利息）

第13条 乙が第25条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（危険負担）

第14条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

（費用負担）

第15条 この契約書に別に定めるものを除き、乙がこの契約を履行する上で要する一切の費用（第6条に定める費用を除く。）は、乙の負担とする。

（再委託）

第16条 乙は、委託業務の全部を第三者に委託することはできない。

2 乙は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

（再委託先の変更）

第17条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

（履行体制）

第18条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙1の履行体制図を甲に提出しなければならない。

2 乙は、別紙1の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式3により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合については、届出を要しない。

(1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。

(2) 事業参加者の住所の変更のみの場合。

(3) 契約金額の変更のみの場合。

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

（履行期限の無償延期）

第19条 乙は、天災地変その他乙の責に帰し得ない事由によって、履行期限内に業務を完了できないときは、甲に対して、その事由を詳記して期限の延期を申請し、許可を得なければならない。

2 前項の場合において、甲は、その事由が正当であると認めたときは、第10条の規定にかかわらず、遅滞料を免除することができる。

（権利義務の譲渡等）

第20条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

（秘密の保持）

第21条 乙は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならない。

（個人情報保護）

第22条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項にいう個人情報、以下同じ。）の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、業務に係る個人情報をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。

3 乙は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

4 乙は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行うものとする。また、甲は、特に必要と認めた場合は、乙に対し、個人情報の管理状況について、質問し資料の提出を求め、又はその職員に乙の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。

5 乙は、業務を完了したときは、速やかに個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄を行わなければならない。

6 乙は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに甲に連絡し、その詳細を書面にして報告しなければならない。

（契約の解除等）

第23条 乙がこの契約条項に違反したとき、又は完全に契約を履行する見込みがないと認められ

るときは、甲は何時でもこの契約を解除することができる。この場合、違約金として甲は、契約金額の100分の10に相当する金額を乙に納付させるものとする。

（談合等の不正行為に係る解除）

第24条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第25条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する請負（契約）金額の100分の10に相当する額のほか、請負（契約）金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第6項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

(2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（属性要件に基づく契約解除）

第26条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第27条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第28条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

（下請負契約等に関する契約解除）

第29条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（契約解除に基づく損害賠償）

第30条 甲は、第26条、第27条及び第29条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第26条、第27条及び第29条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第31条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（機密漏えいの禁止）

第32条 乙は、この契約の履行にあたって知り得た甲の業務上の機密を第三者に漏らしてはならないものとする。

（計画・報告）

第33条 乙は、甲の注文に基づき、この契約の履行に関する実施計画を策定し、計画的に業務を実施するものとする。

2 乙は、1回又は1ヶ月の業務終了の都度、甲の任命する監督職員の履行確認を受けるものとする。（毎月、清掃作業完了報告書（別紙参照）を提出し、監督職員の確認を受けるものとする。）

3 甲は乙に対し、この契約の履行状況について何時でも報告を求めることができるものとする。

（瑕疵担保）

第34条 甲は、業務履行について履行後1月以内に隠れた瑕疵を発見したときは、直ちに乙に期限を指定して他の業務を代替させ、又は損害賠償金を支払わせることができる。

（紛争等の解決方法）

第35条 この契約条項又はこの契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 沖縄県名護市字済井出1192番地
支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広

乙

様式1

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

〇〇〇〇 殿

名称

代表者氏名

印

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式2

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

〇〇〇〇 殿

名称

代表者氏名

印

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式3

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
○○○○ 殿

名称
代表者氏名 印

履行体制図変更届出書

契約書第18条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

- 1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
- 2. 変更の内容
- 3. 変更後の体制図

履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇〇区・・・	円	
B			